

陪審法案帝國議會へ提出ノ件

大正十一年二月二十七日

筆記

国立公文書館
 利用上の注意
 本館蔵の陪審法案記及同委員會議事録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されず、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-9 ④ 487

樞密院會議筆記

提出法案帝國議會

大正十一年二月二十七日(月曜日)午前十時五十分開議

攝政宮御臨場被為在

出席員

清浦議長

濱尾副議長

大臣

高橋内閣總理大臣 四番

内田外務大臣 六番

山本農商務大臣 七番

床次内務大臣 八番

中橋文部大臣 九番

野田逵信大臣 十番

元田鐵道大臣 十一番

大木司法大臣 十二番

山梨陸軍大臣 十三番

顧問官

伊東顧問官 十五番

九鬼顧問官 十七番

南部顧問官 十九番

曾我顧問官 廿二番

穂積顧問官 廿三番

安廣顧問官 廿四番

岡部顧問官 廿五番

一木顧問官 廿七番

久保田顧問官 廿八番

富井顧問官 廿九番

井上顧問官 三十番

平山顧問官 卅一番

石黒顧問官

卅二番

有松顧問官

卅三番

珍田顧問官

卅四番

倉富顧問官

卅五番

中村顧問官

卅七番

關席員

皇族

貞愛親王

一番

載仁親王

二番

依仁親王

三番

大臣

加藤海軍大臣

五番

顧問官

細川顧問官

十六番

金子顧問官

十八番

都筑顧問官

二十番

三浦顧問官

廿一番

黒木顧問官

廿六番

松岡顧問官

卅六番

委員

横田法制局長官

馬場法制局参事官

山内司法次官

林 司法省刑事局長

報告員

伊東審査委員長

書記官長

二上書記官長

書記官

清水書記官

村上書記官

堀江書記官

議長(清浦) 是ヨリ開會ス

陪審法案帝國議會へ提出ノ件

本件ニ付テハ委員會ノ修正意見アリ先例ニ依リ其ノ修正シタルモノヲ以テ原案ト為ス
第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ求ム

報告員(伊東) 今回御諮詢ノ陪審法案帝國議會

へ提出ノ件ニ付小官等審査委員ヲ命セラレ
客年十二月八日以来數次會同シテ之カ審査
ニ從事シ其ノ理義ヲ攷覈シ利害ヲ討究スル

二寸毫ノ遺憾ナカラムコトヲ期シタリ當初
陪審法案カ本院ノ詢議ニ附セラレタルハ大
正十年一月ニシテ爾來委員會ニ於テ審議中
此ノ法案ハ同年五月御沙汰ニ依リ之ヲ返上
シ同年六月再ヒ御諮詢アリ審議續行中同年
十月御沙汰ニ依リ更ニ返上シ同月三夕ヒ御
下付アリタルモノ即チ今回ノ陪審法案ナリ
此ノ間ニ於テ政府ハ委員會ノ經過ニ鑑ミ自
ラ進テ多少ノ改訂ヲ加フル所アリ而シテ小
官等ハ當初ヨリ此ノ陪審法案ハ司法制度ノ

根本ニ一大變更ヲ加ヘムトスル國家關要ノ
法制ナルコトヲ念ヒテ委員會ヲ開クコト前
後通シテ三十回ニ垂ントシ屢國務大臣及當
局諸官ノ出席ヲ求メテ其ノ辯明ヲ聽取シ最
モ慎重ナル審査ヲ遂ケ茲ニ稍ク其ノ結果ヲ
報告スルノ時期ニ達シタリ
此ノ陪審法案ハ曩ニ臨時法制審議會ヨリ内
閣總理大臣ニ答申セラレタル綱領ニ基キテ
司法當局ノ立案シタルモノナルカ全編七章
百二十八條及附則ヲ以テ成リ直接ニ陪審ニ

關係アル規定ノミヲ收メ之ヲ以テ單行ノ法律ト為スノ主義ヲ採リタルモノニシテ陪審事件ニ付テハ本法ニ別段ノ規定ナキ限り裁判所構成法、刑事訴訟法其ノ他一般ノ法令ヲ適用スヘキモノトセリ從テ本案ハ此等關係諸法令ト鼎立調和スヘキモノニシテ殊ニ政府カ今期ノ帝國議會ニ提出シタル刑事訴訟法改正法律案ヲ裁酌シテ起草シタルモノナリ今本案ノ重ナル項目ヲ擧ケレハ左ノ如シ

第一 陪審事件ニ於ケル裁判所ノ職權

第二 陪審事件ノ範圍

陪審ノ評決ニ付スル事件ハ第一審刑事事件ニ限り之ヲ分テ左ノ三種ト為ス

- (一) 法定陪審事件
 - (二) 請求陪審事件
 - (三) 職權陪審事件
- 即チ是レナリ

第三 陪審事件ノ管轄

第四 陪審員ノ資格及選定並陪審ノ構成

第五 陪審手續

第六 上訴

第七 陪審費用

第八 罰則

第九 本法ノ施行期日

此等項目ノ内容ハ報告書中ニ記載シマルヲ以テ就テ御高覽ヲ乞フコトトシ茲ニハ繁細ヲ避ケテ詳述セズ尚内容ノ細目ニ付御質疑アラハ幸ヒ政府當局ノ列席セラルルコトナレハ御質問ニ應シ委細其ノ御答辯アルヘキ

ヲ疑ハス

叔本案制定ノ趣旨ハ如何ト云フニ一般人民ヲシテ司法事務ニ參與セシムル為刑事事件ニ付陪審ヲ設置シ常識ヲ具備セル素人ヲ以テ之ヲ構成シ常職専門ノ裁判官ニ依リテ組織セラルル裁判所ヲシテ事件ヲ陪審ノ評決ニ付シテ事實ノ判断ヲ為サシムルコトヲ以テ其ノ主眼ト為ス之ヲ舊來泰西諸國ニ行ハル陪審制度ニ比較スルニ名ハ相同シキモ其ノ實大ニ相異リ所謂同名異物ナリ之ニ付

當局ノ辯明ニ依レハ是レ臨時法制審議會ニ
於テ當代有數ノ法律專門家ノ間ニ工夫ヲ凝
シタル結果纔ニ成立シタル一種ノ新案ナリ
ト言フ而シテ今回始メテ斯ノ如キ制度ヲ樹
立セムトスル理由ニ付當局諸官ノ委員會席
上ニ於テ數次縷陳スル所ヲ要約スレハ常職
裁判官ハ多年其ノ事ニ從フニ迄ヒテ時ニ或
ハ因襲ニ執着シ形式ニ拘泥スルノ弊ナシト
セズ今若シ一般人民中ノ常識ヲ具備シ世故
ニ通スル素人ヲシテ司法ノ行働ニ參與セシ

メ其ノ見ル所ヲ裁判ノ結果ニ映出スルノ途
ヲ開カムカ賴リテ以テ確ニ常職裁判官ノ病
弊ヲ匡救シ一般人民ヲシテ司直ノ府ヲ信任
スルノ念ヲ厚カラシムヘキコト必然ノ結果
タルヘク是レ實ニ國家司法權ノ面目ヲ發揚
スル所以ニ外ナラス又是レ時代ノ要求ナリ
ト言フニ在リ尤モ當局ニ於テモ本案ノ實施
ハ事創始ニ屬スルノ故ヲ以テ先ツ之ヲ試驗
的ニ施行スルノ趣旨ヲモ包含シテ辯明セリ
退テ考フルニ抑陪審ノ制度ハ年來内外ニ討

究セラルル所ニシテ其ノ説ノ可否ニ至リテ
ハ未タ容易ニ歸一セス而シテ其ノ事タルヤ
司法ノ行働ノ根底ニ觸レ人民ノ權義ニ重大
ナル關係アリ之ヲ國權ノ發動ニ看ルモ又之
ヲ人民一般ノ利害ニ替アルモ頗ル關要重大
ノ案件タルノミナラス憲法上ニ於テモ亦論
議ヲ免レサルモノナルカ故ニ今俄ニ之ヲ斷
行スルフトニ付テハ深ク考慮ヲ要スル所ア
リト思料セリ從テ前陳ノ通前後三十回ニ垂
ニトスル會議ヲ開キ慎重審議ヲ盡シタル次

第十リ然ルニ政府當局ニ於テハ本案ノ成立
ヲ希望スルコト實ニ熱誠ヲ極ムルモノアリ
小官等亦深思熟議ノ結果政府當局ノ唱道ス
ルカ如ク本案ノ實施ハ實ニ時代ノ要求ナル
コトヲ顧念シ司法制度ノ改善上裨補スル所
アルヘキヲ認識シ政府當局ノ熱心ナル希望
ヲ諒トシテ之ヲ帝國議會ニ提出スルモ支障
ナキモノト為スノ外ナシト思料スルニ至レ
リ唯仔細ニ其ノ條章ヲ審査スルニ於テ數多
ノ項目ニ付改訂ノ必要ヲ認メタルモノ尠カ

ラス今其ノ要項ヲ列舉シテ之ヲ略述スヘシ
一 本陪審法案ニ付テモ陪審ノ評決カ裁判官
ノ判断ヲ羈束スルノ嫌アルノ故ヲ以テ憲
法上ノ反對論ヲ誘起スルノ虞アルニ由リ
一面獨立裁判ノ主義ヲ尊重スルノ精神ヲ
以テ憲法上ノ反對論ヲ緩和スルト同時ニ
他ノ一面ニ於テ本案カ我國獨特ノ創見ニ
係ルモノナリトノ政府當局ノ説明ノ趣旨
ヲ一層切實ニ表現スル為陪審ノ評議ハ必
スシモ裁判官ノ判断ヲ羈束スルモノニ非

サルノ意義ヲ闡明スルコトヲ必要ナリト
認メタリ是ニ於テ全編數多ノ條項ニ於テ
總テ陪審ノ評決ノ語ヲ削リ之ヲ評議ト改
メ時ニ答申ノ語ヲ以テ之ニ代ヘ裁判所カ
陪審ノ答申ヲ不當ト認メテ事件ヲ他ノ陪
審ノ評議ニ付スルノ權能ハ訴訟ノ如何ナ
ル程度ニ在ルヲ問ハス之ヲ行使シ得ルモ
ノトセリ又裁判所カ判決ノ言渡ニ於テ陪
審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ爲シタル
旨ヲ示スハ陪審ノ答申ヲ採擇シタル場合

ニ關スルモノナルコトヲ明ニセリ又陪審
ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ為シタル事
件ノ判決ニ對シテ控訴ヲ許サズ直ニ上告
ヲ為スヘキモノトスルハ原審裁判所カ陪
審ノ答申ヲ採擇シタル場合ニ關スルモノ
ナルコトヲ昭ニセリ畢竟此ノ採擇ノ文字
ヲ新ニ加ヘタルハ陪審ハ名實共ニ裁判官
ヲ拘束セザルノ意義ヲ昭明スルニ外ナラ
ザルモ陪審ノ答申ヲ採擇セザル場合ニ於
テハ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スヘキコト

ハ猶ホ原案ニ規定スル趣旨ニ異ナル所ヲ
シ

(二) 本案實施ノ利害ニ關スル反對說ヲ寬和ス
ル為且本案ハ事創始ニ係リ先ツ試驗的ニ
實施スルモノナルコトノ趣旨ヲ實現スル
為其ノ施行ノ範圍ヲ限局スルノ目的ヲ以
テ陪審事件ノ種類ヲ定ムル條項ニ左ノ改
訂ヲ加フルコト必要ナリト認メタリ

(一) 法定陪審事件ハ死刑又ハ無期ノ懲役若
ハ禁錮ニ該ル事件ニ限ル

(口) 請求陪審事件ハ長期三年ヲ超エル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ限ル而シテ被告人カ陪審費用ヲ豫納スルノ制度ハ之ヲ認メス

(ハ) 職權陪審事件ハ全ク之ヲ認メス

(二) 大審院ノ特別權限ニ屬スル罪刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪軍機保護法陸軍刑法海軍刑法ノ罪其ノ他軍機ニ關シ犯シタル罪並法令ニ依リテ行

フ公選ニ關シ犯シタル罪ニ該ル事件ハ其ノ罪質ニ考ヘ總テ之ヲ法定陪審ニ付セス又請求陪審ヲ許ササルモノトス
(ホ) 共同被告人ノ事件及併合罪ノ事件ニ關スル特別規定ヲ悉ク削除ス

(三) 大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ヲ全ク陪審ヨリ削除セル結果特別陪審及特別陪審員ニ關スル條項ヲ削除ス又前項ノ修正ノ結果陪審ノ評議ニ付スル為事件ヲ區裁判所ヨリ地方裁判所ニ移送スルノ規定ハ不

要ト為リ罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ
被告人ハ代理人ヲ出頭セシメ得ルコトニ
關スル條項モ不用ニ歸シ豫納ニ係ル陪審
費用ハ該被告人ノ負擔トスル旨ノ規定モ
亦空文ニ屬ス仍テ此等ノ條項ヲ削除セリ
(四)陪審員候補者ノ選定ヲ市町村長ニ一任ス
ルハ假ヒ區裁判所判事ノ監督アルモ各地
方ニ於ケル政黨政派ノ軋轢ヨリ延テ其ノ
餘弊ヲ司法ノ行勵ニ及ホスノ虞ナシトセ
サルニ由リ一律公平ヲ期スル為改メテ抽

籤法ニ從ヒ之ヲ選定スルノ主義ヲ採ルヲ
適當ト認メタリ即チ市町村長ハ陪審員資
格者名簿ヲ調製シテ之ニ其ノ市町村内ノ
有資格者全員ヲ登載シ其ノ名簿ニ基キ抽
籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員候補者ヲ
選定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘキコ
トニ修正セリ而シテ陪審員資格者名簿ヲ
一般ノ縦覽ニ供シ不法ニ之ニ登載セラレ
タリト爲ス者ヨリ異議ノ申立ヲ為スコト
ヲ許スハ原案ノ陪審員候補者假名簿ニ於

ナルト異ナラサルモ更ニ該名簿ノ的確ヲ
期スル為不法ニ之ニ登載セラレスト為ス
者ヨリモ亦異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ル
ノ條項ヲ追加セリ

(五) 原案ニ控訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ
評議ニ付セサル旨ノ規定アルモ刑事訴訟
法改正案ニ依レハ上告裁判所ニ於テ事實
ノ審理ヲ為スコトアルカ故ニ原案ノ陪審
ヲ第一審ニ限ルノ趣旨ニ照シ廣ク上訴裁
判所ニ於テハ陪審ヲ用ヒサル旨ヲ表明ス

ルコト當然ナリ

(六) 原案ニ陪審員ノ缺格ノ原因トシテ聾者啞
者タルコトヲ舉ケテ盲者タルコトニ及ハ
サルハ不當ナルニ由リ之ヲ追加セリ

(七) 原案第百二十七條中沖繩縣ノ區ニ關スル
語字ヲ削除スルハ大正十年法律第五十九
號町村制中改正法律ニ依リ沖繩縣ニ於ケ
ル特例ヲ廢止スルコトト為シタルノ結果
該語字不用ニ歸シタルニ由ル

上述ノ如ク修正案ハ原案ノ條章ノ一部ヲ削

減スルカ故ニ全編六章百十四條及附則ト為
ル尚此ノ修正案ニ於テハ右削減ニ伴ヒテ關
係條章ヲ整理シタルコト改メテ言フ迄モナ
シ
以上諸點ノ修正ニ付テハ内閣ト數次交渉ヲ
累ネタル未内閣ニ於テモ贊意ヲ表セラレ何
等異議ナキ旨ノ言明ヲ得タリ
審査委員會ニ於テハ右修正ヲ附シテ本案ヲ
可決スヘキモノト多數ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

四番(高橋) 前年来本院ニ御諮詢アリタル陪審
法案カ今回幸ニ審査委員會ニ於テ修正ノ上
可決ヲ見ルニ至リシハ是レ全ク委員長初メ
委員各位ノ一方ナラサル御勉強ノ結果ニ外
ナラス此ノ機會ニ於テ諸君ノ御盡力ヲ感謝
ス而シテ委員會ノ修正ニ對シテハ既ニ政府
ハ異存ナキ旨言明シタルモ尚此ノ席ニ於テ
政府ハ委員會ノ修正ニ對シテ異議ナキコト
ヲ言明ス

三十一番(平山) 陪審法案帝國議會へ提出ノ件

二付審査委員會、經過ハ只今委員長ヨリ報
告アリタリ本業ハ頗ル重大ノ案ナルカ故ニ
本官ハ委員會ニ於テ成ルヘク意見ノ一致ヲ
見ムコトヲ希望セリ之ニ付委員長カ非常ニ
盡力セラレタル御苦勞ヲ感謝ス併シ何分業
件ノ重大ナル為折合ヲ見ルニ至ラス終ニ贊
否同數ト為リ委員長ノ裁決ヲ以テ委員會ノ
決議ヲ得タルハ甚ク遺憾ノ次第ナルモ又問
題ノ性質上已ヲ得サルコトナリ其ノ結果委
員中四名ノ者カ少數意見ヲ提出セリ右意見

書ハ各位ノ御手元ニ於テ御覽ノ通ナルカ之
ニ付簡單ニ一言説明スヘシ
本官等此ノ案ノ審査ヲ命セラレ第一ニ浮ヒ
タル感想ハ本業ト憲法トノ關係如何トノ點
ナリ御承知ノ如ク陪審ノ制度ハ歐米諸國ニ
採用セラレ之ヲ施行セサル國ハ和蘭瑞西等
極メテ少數ニシテ大多數ノ國ニ於テ採用セ
ラレタルモノナルカ故ニ帝國憲法起草ノ際
此ノ問題ニ觸レサリシ筈ナシ然ルニ憲法ニ
之ヲ掲ケサルハ陪審制度ヲ以テ我國ニ不適

當ト認メタルニ因ルモノト思料ス是レ常識
上推測セラルル所ナルノミナラス憲法制定
當時ノコトヲ聞クニ陪審制度ニ付充分意見
ヲ徴セラレシモ之ヲ正文中ニ載セザリシト
ノコトナリ此ノ推測及事實ニ依リ憲法ノ中
司法權ニ關スル各條項ヲ熟讀玩味スルニ明
ニ陪審ヲ容ルルノ餘地ナシト解セラレ本官
等ハ裁判ノ一部タル事實ノ判斷ヲ分別シテ
之ヲ陪審ニ委スルカ如キハ決シテ帝國憲法
ノ精神ニ非スト確信スルニ至レリ是レ第一

ニ原案カ憲法ノ精神ニ背馳スト為レ贊成ス
ルコト能ハサル所以ナリ
當局ノ説明ニ依レハ本案ノ陪審ハ獨特新奇
ノモノニシテ西洋ニ於ケルモノト異ル即チ
裁判官カ陪審ノ評決ニ不服ナルトキハ更ニ
事件ヲ他ノ陪審ニ付シ得ヘク何回ニテモ之
ヲ繰返シテ差支ナシ是レ歐米ノ陪審制度ト
趣ヲ異ニスル所ニシテ此クノ如キ陪審ハ敢
テ我カ憲法ノ精神ニ背馳スルコトナレト言フ然
レトモ是レ當ラス陪審ヲ替フルハ評決ニ到

達スル道程ニ過キス新案ナリト云フモ結局
裁判官ハ陪審ノ評決ニ拘束セラレ之ニ反對
ノ判決ヲ為スヲ得ス然ラハ道程ハ新シキモ
其ノ實質ハ歐米ノ陪審ト何等異ラス即チ裁
判官ハ陪審ノ評決セル事實ニ依リ判断ヲ下
スノミ自己ノ意見ニ依リ判決シ得サルカ故
ニ陪審カ裁判官ヲ拘束スルモノナルコト一
點ノ疑ナシ當局カ陪審ヲ替ヘ得ルカ故ニ拘
束ナシト云フハ到底贊同シ難キ所ナリ又委
員會ノ修正ニ於テ評決ヲ評議又ハ答申ノ文

字ニ改メタルモ是レ只幾分語氣ヲ緩メタル
ノミニシテ評議ト云フモ答申ト云フモ事實
ハ決議ナリ實質ニ於テ何等原案ト異ル所ナ
シ故ニ委員會ノ修正ニ満足スル能ハス
先ツ憲法關係ノコトハ前述ノ通何分此ノ儘
ニテハ陪審カ裁判官ヲ拘束シ憲法ノ精神ニ
及ストノ所信ヲ變シ難シ次ニ利害問題ニ付
一言スヘシ

昨年委員會ノ始メテ開カレタル際故原首相
ハ熱心ニ自ラ陪審法立案ノ趣旨ヲ説明セラ

レタリ其ノ後不幸ニモ兇變アリ今日會議ノ
席上ニ復々同氏ヲ見ルヲ得サルハ哀悼ノ情
ニ堪ヘサル所ナルカ其ノ當時氏ノ説明ニ依
レハ陪審ヲ必要トスル理由ハ次ノ二點ニ在
リタリ即チ一ニハ司法官ニ對シ世間ニ非難
アリ之カ矯正ノ為ニハ陪審ノ必要アリ又一
ニハ近年世間ニ陪審制度ヲ要求スルノ聲ア
リ其ノ聲ノ未タ甚シカラサルニ先チ進テ之
ヲ施スヲ要スト謂フニ在リ第一點ノ司法官
ニ對スル非難ニ付テハ余モ或程度迄之ヲ認

ム例ハハ京都ニ於ケル瀆職事件ノ如シ此ク
ノ如キ弊害ヲ矯正スルニハ犯罪ノ搜查其ノ
他公判ニ至ル前ノ手續ヲ改善スルヲ要ス然
ルニ陪審ハ公判ト為リテ始メテ活動スルモ
ノナリ故ニ之ヲ以テ右ノ弊害ヲ矯正スルノ
目的ヲ達シ得ヘカラス次ニ陪審要求ノ聲高
シトノコトニ付テハ余等容易ニ之ニ同意シ
難シ先年衆議院ニ請願アリタルカ其ノ後久
シク其ノ事絶エタリ近頃又其ノ議アリタル
ヤヲ知ラサルモ一般民間ニ於テハ陪審制度

ヲ以テ日本ニ必要ナリトスル要求ノ聲甚少
キカ如シ依テ未タ急速ニ此ノ制度ヲ布クヲ
要スル程度ニ至ラサルモノト考フ此ノ二點
ノ外經費問題モ委員會ノ議論ニ上リタルカ
陪審制實施ニ付テハ巨額ノ臨時費及經常費
ヲ要スヘシ政府當局ニ於テハ未タ之ニ付充
分ノ調査ヲ為サストノコトナルカ必カラサ
ル經費ヲ要スルコトハ疑ナシ今日國費多端
ノ際此クノ如キ不急ノ陪審制度ノ為ニ少カ
ラサル國帑ヲ費スコトハ當局ノ大ニ考慮ス

ハキ所ナリト思料ス
尚外國ノ事ハ詳シク知ラサルモ見聞スル所
ニ依レハ此ノ陪審制度ヲ行ヒテ弊害多ク困
惑セル例諸方ニ在リ我國ニ於テ此ノ制度ヲ
施行セハ善キコトモ又惡キコトモアリ然
ラハ最モ慎重ニ練リタル上ニモ練リテ然ル
後決行スヘキコトニシテ今取急キテ施行セ
ムトスルハ不可ナリ若シ一度誤ラハ復タ挽
回スルコト能ハサルヘシ
前述ノ通之ヲ憲法上ヨリ看ルモ又實際ノ利

害關係ヨリ見ルモ本案ハ此ノ儘之ヲ通過シ
實施スルコトハ國家ノ前途ノ為ニ甚々寒心
ニ堪ヘサルナリ故ニ本御諮詢案ニ對シテハ
更ニ内閣ニ於テ充分調査セシメ然ルヘシト
ノ意味ノ答申ヲ為スヲ至當トス即チ委員會
ノ多數意見ニ賛同スル能ハサルナリ
右ハ反對論ノ大體ナリ尚巨細ノ條項ニ至リ
テハ少數意見者中ニモ多少意見ノ相違アル
ヘキモ其ハ又他ノ委員ヨリ述フル所アラム
余ハ只大體ニ於テ少數者ノ意見ノ一致點ヲ

開陳シ各位ノ御熟考ヲ乞ヒ尚若シ本案通過
後内閣力之ヲ議會ニ提出セハ輿論ノ反響アル
ルヘク内閣ニ於テ更ニ考慮スルノ餘地アル
ヘシト思惟スルニ依リ當局ノ充分ノ御考慮
ヲ切望スル次第ナリ

三十二番(石黒) 大體ノ事ハ只今ノ御報告ニ依
リ承知シタルカ規定ノ内容ニ付質問ニタキ
コトアリ即チ舊案第二十一條(修正案ノ第十
四條)ニ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得
サル者トシテ掲ケタル列記ノ中ニ醫師齒科

醫師藥劑師アルハ如何ナル理由ニ由ルモノ
ナルカ他ノ列記ノ者ハ大抵其ノ職務ノ關係
ニ由ルモノト思ハル然ルニ醫師等ハ一定ノ
學問ヲ修メタル後一度其ノ資格ヲ得醫籍ニ
登録セラルルヤ生涯其ノ身分ヲ失フコトナ
シ現ニ本員ノ如キ亦然リ職務ト認メ得サル
モノナルニ拘ラス本條中ニ之ヲ掲ケタル理
由如何

委員^(林)

舊案第二十一條ニ掲ケル者ハ其ノ身

分職業上ヨリ陪審員タルニ不適當ナルモノ

アリ又職業柄迷惑ヲ及ホス關係ノモノアリ
其ノ他其ノ趣意一樣ナラス醫師等ハ其ノ業
務柄國民ノ保健ニ至大ノ關係アルモノナレ
ハ之ヲ陪審員トシテ刑事事件ノ為呼出シ本
來ノ職務ヲ抛擲セシムルヲ不都合ト認メタ
ルニ由リ之ヲ此ノ中ニ掲ケタル次第ナリ
三十二番(石思) 重ネテ問ハム例ハ醫師等カ
危篤ノ病人ノ治療ヲ棄テテ陪審員ノ職務ニ
就クカ如キコトナカラシムル趣旨ヲ以テ之
ヲ除外セルモノカ果シテ然ラハ寧口第二十

三條ノ陪審員ノ職務ヲ辭シ得ル者ノ中ニ加
フヘキモノト考フ然ラサレハ醫師トシテ登
録セラレタル者ハ必スシモ開業醫タラサル
モ生涯陪審員ト為リ得サルコトト為リ一種
ノ人權問題起ラム醫師トシテ登録セラレタ
ル者ノ中ニハ他ノ職業ニ従事シ全ク病人ヲ
扱ハサル者アリ醫師等ヲ以テ陪審ヲ辭シ得
ル者ノ中ニ加ヘス當然ノ失格者トシタル理
由如何

委員(林) 本案ノ趣意ニ於テハ陪審員ハ随分重

キ義務ヲ負フ者ナリ故ニ陪審員ト為スニハ
權利ノ方面ヲ考フル外其ノ負擔ニ付亦考慮
ヲ要スルモノアリ第二十一條第十七號ノ如
キハ此ノ陪審員ノ負擔ノ方面ヨリ考ヘタル
モノナリ御尋ノ如キ急病人アル場合之ヲ措
テ陪審員ノ職務ニ就カシムルハ當ヲ得ス其
ノ他一般ノ患者ヨリ依頼ヲ受ケ診療投藥ニ
従事セサルヘカラサルニ陪審員ト為ストキ
ハ一日モ二日モ家ヲ明ケシムルコトト為リ
不都合ナルヘシトノ考ヨリ之ニ資格ヲ與ヘ

サルトトトセリ

議長(清浦) 敢テ發言ヲ阻ム意ニ非サルモ政府
當局ノ御答辯ニ依リ大體御了解ノコトト察
スルヲ以テ三十二番ニハ同一ノ質問ヲ打切
ラレタシ
三十二番(石黒) 尚一言質問ヲ許サレタシ御答
辯ノ如シトセハ何故ニ獸醫ヲ之ニ加ヘサリ
シカ

委員(林) 要スルニ程度ノ問題ニシテ各號列記
ノ者ハ之ヲ陪審員タラシメサル必要ヲ認メ

タルモ其ノ必要ノ程度低キ者ハ之ニ加ヘサ
リシナリ

三十二番(石黒) 尚質問シタキ事項アルモ進行
ノ為中止スヘシ

二十三番(穗積) 今回ノ陪審法案ハ我カ法制史
上ニ一大時期ヲ劃スルモノニシテ即チ常識
ヲ有スル素人ヲ裁判ニ參與セシメ専門ノ法
律智識ヲ有スル裁判官ト相俟テ裁判ノ公正
ヲ期セムトスル趣旨ヲ以テ立案セラレタル
頗ル重要ノ法案ナリ而シテ本院ニ御諮詢ア

リタル趣旨ハ憲法上ノ關係ト又一ニハ實施
上ノ利害重大ナルモノアレハナリ就中本院
ノ職掌トシテ憲法問題ハ殊ニ重要ノモノナ
ルカ故ニ本官等ハ深思熟慮シ最モ研鑽ヲ盡
スコトヲ要ス若シ本案ノ條項カ憲法ノ規定
ト些少ニテモ背馳スル所アラハ本院ノ職責
上假借ナク之ヲ帝國議會ニ提出スヘカラサ
ル旨奉答スヘキコト勿論ナリ利害問題ニ至
リテハ事固ヨリ重大ナルヲ失ハサルモ政府
當局ノ重要ナル政策トシテ責任ヲ以テ議會

ニ提出シテ其ノ可否ヲ問ハムトスルニ當リ
テハ當局ノ責任ニ對シ斟酌ノ餘地ナキニア
ラサルナリ故ニ問題ノ要點ハ畢竟憲法問題
ニ在リト考フ然ルニ憲法問題ニ付不幸ニモ
審査委員中此ノ案ヲ以テ帝國憲法ノ精神ニ
反スト認メラルル向アリ為ニ少數意見ノ提
出アリタルハ問題ノ性質上敢テ怪シムヲ要
セサルコトナルカ既ニ議論アル以上吾人ハ
須ラク慎重且虚心平氣ニ此ノ問題ヲ討究セ
サルヘカラサルナリ

只今平山顧問官ヨリ大要陳述セラレタル所
ニ依レハ憲法問題ハ次ノ二點ニ歸スルモノ
ノ如シ即チ其ノ一ハ陪審制度ハ我カ憲法制
定ノ當時既ニ否決セラレタルモノナルコト
其ノ二ハ陪審制度ハ裁判官ヲ拘束シ司法權
ノ獨立ヲ害スルモノナルコト是ナリ何故ニ
憲法制定ノ際既ニ否決セラレタルモノト云
フカ御陳述ニ依レハ憲法ニ之ニ關スル明文
ナシ又事實上其ノ際之ヲ採用スヘカラスト
ノ議アリタリトノコトナルカ明文ナキヲ以

テ其ノ事ヲ否定セリトスル論理ハ生セス各
種法令ニ付テ見レハ憲法ニ明文ナクシテ憲
法關係ノ法令カ後ニ制定セラレタル例少カ
ラス其ノ最モ本業ニ類スルモノハ府縣制市
制町村制ノ如キ地方自治制度是ナリ此等ノ
如キモ固ヨリ憲法ニ明文ナシ加之強テ論ス
レハ憲法ノ文字ニ反ストモ云ヒ得ヘシ例ハ
ハ憲法第四條ニ天皇ハ國ノ元首ニシテ統治
權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
トアリ我國ノ政治歴史二千五百年間天皇ノ

統治下ニ在リテ行政權ハ明ニ天皇之ヲ總攬
セラルルナリ然ルニ地方自治制度ナルモ
新ニ法律ヲ以テ制定セラレタリ此ノ如キ例
他ニモアリ又憲法制定ニ際シ陪審制度不採
用ノ議既ニ決定セラレタリト云フモ其ノ陪
審制度トハ如何ナルモノカ蓋シ泰西ノ所謂
「ユリ」ノ制度カ若クハ參審制度ナリシト
ルヘク是レ本案ト異リタルモノナリ故ニ假
ニ當時否定セラレタリトスルモ其ハ本案ト
異リタルモノニシテ本案ノ如キ制度ヲ不可

トセラレタルモノトハ認メ難シ委員長ノ報
告ニモアリタル如ク本案ハ陪審制度ノ一新
案ナリ臨時法制審議會ハ著名ナル法律學者
主ナル司法官有名ナル辯護士貴衆兩院議員
ニシテ法律經濟ニ通曉セル者等ヲ以テ組織
シ即チ重ナル法律家ヲ網羅シタルカ初メ陪
審制度ヲ審議シタル際ニハ皆之ヲ以テ英國
ノ「ユリ」ノ如キモノト考ヘタル為憲法違
反論續出シ議論激烈ヲ極メ終ニハ同會ノ組
織ニ破綻ヲ生スルノ危機ニ遭遇シタルコト

アリ其ノ際本件ノ主査委員長ニシテ憲法國
法學ノオリソリキト認メラルル一木顧問
官カ本案第一條ノ如キ新案ヲ發議セラレシ
結果サシモ激烈ヲ極メタル憲法違反ノ爭議
モ一朝ニシテ收マリ和氣洋洋ノ裡ニ主査委
員會ニ於テ全會一致ノ決議アリ尋テ總會ニ
於テモ別ニ憲法違反ノ聲ヲ聞カス一致ノ決
議ヲ見ルニ至リシナリ故ニ憲法制定ノ際議
ニ上リタリト云ハルル陪審制度ハ本案ト全
ク別個ノモノト考フルノ外ナシ前述ノ通本

院ハ憲法ノ解釋ニ付特別ノ職責ヲ有スルカ
故ニ天下ノ法律家ヲ網羅シタル臨時法制審
議會ニ於テ異議ナカリシコトナリトモ本院
ニ於テ之ヲ否トスルニ敢テ憚ル所アルヘカ
ラス唯之カ為ニハ天下後世ニ對シテ示スニ
足ルヘキ充分ノ理由アルヲ要ス然ラサレハ
之ヲ否定シ難キモノト考フ

第二ノ點即チ陪審ハ裁判官ヲ拘束シ司法權
ノ獨立ヲ害スト云フコトハ余ヲ以テ之ヲ見
レハ甚々新說ノ惑アリ凡ソ裁判ハ社會ノ進

歩ニ從ヒ羈束ヲ受クル傾向アリ但シ其ノ羈束ハ法律ニ依リ之ヲ受クルノミ社會未タ進歩セサルトキハ種々ノ權勢ノ為ニ例ヘハ君主ノ力民衆ノ力等ニ依リテ裁判權ハ羈束セラレタルモ社會ノ進運ニ伴ヒテ此等ノ勢力ニ對抗シ民權ヲ保護セムカ為立法權ノ作用ニ依リ法律ヲ以テ正當ニ羈束スルコトト為レリ是レ却テ司法權ノ獨立ヲ期スル所以ニシテ此ノ傾向ハ法制ノ完備スルニ從ヒ愈著シキモノアリ然ルニ陪審ニ依リ裁判官力羈

束セララルルコトヲ以テ立憲制度ノ精神ニ反スト為スハ了解シ難キ所ナリ帝國憲法第五十七條ニ司法權ハ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ旨ヲ規定セリ昔ハ自由自在ニ裁判官力携問ヲ為シ裁判シタルヲ不可ナリトシ今日ハ證據ニ依ルヘキコトト為レリ此ハ裁判官ヲ羈束シ司法權ノ獨立ヲ害スルモノナリヤ事實ノ判斷ヲ為スニ必ス證據ニ依ルヘシト為スハ是レ裁判官ニ對スル羈束ノ大ナルモノニシテ而モ立憲制下ニ於テ當然ノ訴訟手續

トシテ之ヲ怪シム者ナシ拷問ノ如キハ明治
六年故津田真道博士カ其ノ廢止ヲ絶叫シ泣
テ政府ニ訴フル所アリ其ノ當時當局ハ拷問
ノ廢止ハ裁判ノ獨立ヲ害ス惡人ニ自白ヲ求
ムルハ本来不合理ノコトト考ヘ居タル程ナ
リナリ

議長(清浦) 御發言中ナルモ最早正午ト爲リ夕
ルニ付一光ツ休憩ニ會議ヲ午後ニ續行スヘ
シ

攝政宮御退場

(正午休憩)

(午後一時十分再開)

攝政宮再々御臨場被為在

議長(清浦) 是ヨリ午前ニ引續キ開會スヘシ

二十三番(穂積) 憲法問題即チ陪審制度ハ司法

權ノ獨立ヲ害スルヤ否ヤ司法權ノ獨立ハ歐

洲ニ於テモ歴史アルコトニテ其ノ意味ハ殆

ト世界的ニ定マレリト云ヒテ可ナリ司法權
獨立ノ意義ハ行政權ニ支配セラレス威武ニ
屈セス權勢ニ阿ラス裁判ノ正義公正ヲ保持
スルニ在リ歷史上ノ發達モ主トシテ行政權
ノ横暴ニ反對スルニ起因シ學者ノ諸說亦殆
ト此ノ意義ニ一致セリ故ニ歐米ニテハ陪審
制度ハ司法權ノ獨立ヲ擁護スル為ニ之ヲ設
クト為スニ拘ラス獨リ我國ニ於テ反對ノ結
果ヲ生スト説クカ如キハ全ク新奇ノ説ト云
フノ外ナシ専門家ノ之ノ考ニ依ラス民衆ノ

意見ヲモ參考シ複雑ナル種々ノ事件ニ對シ
學問ト常識ト相俟テテ裁判ノ正義公正ヲ期
セムトスルコトハ實ニ陪審制度ノ目的ニシ
テ畢竟是レ司法權ノ獨立ヲ維持スル所以ナ
リ若シ我國ニ於ケル陪審制度ハ裁判官ヲ拘
束スルカ故ニ司法權ノ獨立ヲ害ストノ理由
ヲ以テ本案ヲ否決スルカ如キコトアラムカ
必ス此ノ制度ハ帝國議會ニ於テ發案セラレ
ム而シテ其ノ通過ニタル法律案ノ御裁可ニ
付御諮詢ヲ蒙ラハ如何ニスルヤ憲法違反ノ

理由ヲ以テ御不裁可ヲ奏請セムコトハ洵ニ
事重大ナリ議會ノ發案ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ
或ハ一層進ミタルモノナルヤモ知ルヘカラ
ス本案ノ如キ穩健ナル法案ヲ不可ナリトセ
ハ一層進ミタル案ニ對シテハ無論憲法違反
ノ理由ヲ以テ御不裁可ヲ奏請セサルヘカラ
ス思ウテ茲ニ至レハ熟慮ヲ重ネ果シテ本案
カ違憲ナリヤ否ヤヲ決定セサルヘカラサル
ナリ近年殊ニ第十九世紀以來世界大戰ノ前後
ヨリ歐米ニ於テハ裁判制度上ノ改革著シキ

モノアリ就中專門家ニ素人ヲ交フルコトハ
最近二十年來立法史ニ顯ハレタル傾向ナリ
我國亦之ニ倣ヒ種々ノ立法計劃アリ例ハハ
少年裁判法ノ如キ或ハ法制審議會ニ於テ審
議中ノ家事裁判法ノ如キ或ハ海員審判法特
許審判法ノ如キ或ハ又將來制定セラレハキ
小作爭議審判法ノ如キ近頃ノ爭議審判又ハ
裁判ニ關スル改良進歩ノ傾向トシテ目セラ
ルモノハ素人ヲ交ヘテ之ト共ニ審議スル
ノ現象ナリ故ニ若シ本案ノ如キ素人ヲ裁判

所ニ交ヘテ裁判ヲ為スヲ以テ違憲ナリトセ
ハ特許審判、海員審判ノコト、少年裁判ノコト
小作爭議審判ノコトノ如キ素人ヲ交ヘテ權
利ノ有無ヲ決セムトスルモノハ悉ク裁判官
ヲ羈束シ憲法ノ精神ニ反スト云ハサレハカ
ラス此クノ如キハ重大ナル事ニシテ最近立
法ノ趨勢ニ反スト考フ抑憲法ノ文字ハ固ヨ
リ大切ナレトモ其ノ精神ニ至リテハ更ニ一
層大切ナリ陪審ノ制ハ憲法ノ文字上之ヲ許
スモノト解スルヲ妨ケス而モ尚其ノ精神ニ

反スト云フヲ得ヘキカ明治ノ初 先帝天神
地祇ニ誓ヲ立テ所謂五箇條ノ御誓文ヲ宣布
シ給ヒタルカ是レ實ニ我カ憲法ノ基礎ヲ為
シ近世ノ立憲制度ニ適合スルモノナリ即チ
萬機公論ニ決スヘシ上下心ヲ一ニシ盛ニ經
綸ヲ行フヘシトノ御趣旨ニ依リ貴衆兩院ノ
協賛ヲ以テ立法權ヲ行ハレ又自治制度ハ法
律ニ依リ施行セラレタリ然ルニ獨リ裁判權
ノミカ上下心ヲ一ニスル此ノ立憲ノ趣旨ニ
背馳スルモノナリヤ吾世ノ進運ニ伴ヒ益上

下心ヲ一ニスルコト方即チ憲法ノ精神ニ適
合スル所以ニ非スヤ此ノ如ク考フレハ憲法
問題ニ付テハ心ヲ安ンシテ本案ニ賛成シテ
可ナリ彼ノ利害問題ニ至リテハ重要ニハ相
違ナキモ之ヲ論スルニハ相當ノ時間ヲ要ス
ヘク而モ本院ノ職責ニ照シ寧ロ第二次ノモ
ノナルカ故ニ茲ニ之ヲ述ヘサルコトトス必
數意見ヲ提出セラレタル各位ニ於テ幸ニ御
再考ノ餘地アリトセハ御意見ヲ翻サレ本案
ニ賛成セラレムコトヲ切望ス

此ノ修正案ハ委員各位ノ御精勵ノ結果ニ成
レルモノニシテ之ヲ我カ國情ニ照シ殊ニ今
回始メテ之ヲ行ハムトスル實情ニ鑑ミ適當
ノ修正ナリト思料ス原案其ノモノハ學問上
將々體裁上整備セルモノト信スレトモ始メ
テ之ヲ我國ニ施行セムトシ一般人民ニ其ノ
智識及經驗ナキコト恰モ自治制度施行當時
ノ如クナルカ故ニ萬一ニモ其ノ餘弊ナキヤ
ヲ顧慮セサルヘカラス故ニ試驗的ニ此ノ五
憲的司法制度ノ端緒ヲ開カムトスルニ際シ

委員會修正ノ如ク細心ニ其ノ弊害ノ恐ルヘ
キモノヲ豫防シ又陪審ニ付スル事件ノ範圍
ヲ成ルヘク狹メテ司法制度ノ運用ヲ實際ニ
適合セシメムトスルハ剴切ナリト認ムルヲ
以テ本案ニ賛成スル次第ナリ

三十三番(有松) 本官ハ少數意見ヲ具シテ議長
ノ御手許ニ書面ヲ提出シタル者ノ一人ナル
カ此ノ少數意見ニ付テハ午前ニ於テ平山顧
問官ヨリ陳述アリタルニ由リ意見ノ大體ニ
關シ全部ヲ總括スヘキ議論ハ最早必要ナキ

ニ至リシヲ以テ本官ハ唯或ル點ニ付陳述ス
ルコトトセム

他ノ各位ヨリ陳述セラレタル通り本法案ニ
付殊ニ熟慮ヲ要スル點ハ之ト憲法トノ關係
ナリ之ヲ論スルニ當リテハ勢ヒ法案ノ條項
ニ互ラサルヘカラス就テハ議長ノ御宣告ニ
從ヒ唯今附議セラレタル修正案ヲ原案トシ
其ノ條項ニ依リテ陳述スヘシ

既ニ他ノ各位ヨリモ陳述セラレタル通り本
案ト憲法トノ關係ニ付テハ主トシテ憲法第

五十七條ニ議論ヲ及ホササルヘカラス同條
第一項ニハ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ
依リ裁判所之ヲ行フトアリ茲ニ裁判所之ヲ
行フト言フハ裁判所力獨立シテ其ノ意見ノ
通り司法權ヲ行フ即チ專斷ヲ以テ之ヲ行フ
ノ意義ナリ唯今穗積顧問官ヨリ司法權ノ獨
立ニ關スル世界共通ノ原則ニ付御說ヲ承リ
如何ニモ御尤ノ義ト存スルモ之ヲ帝國憲法
ノ條項ニ求ムレハ右ノ第五十七條第一項ニ
外ナラス然ルニ司法權ヲ行フヘキ國家機關

ナル裁判所ノ外ニ別ニ國家機關ヲ設ケテ裁
判所ノ專ラ行フヘキ司法權ノ一部タリトモ
之ヲ行ハシムルコトハ正シク憲法第五十七
條第一項ニ牴觸スルモノト考フ陪審ハ法律
ヲ以テ設ケル國家ノ機關ナリ故ニ若シ陪審
ノ協議答申スル事項カ憲法第五十七條第一
項ニ依リテ裁判所ノ行フヘキ部分ニ立チ入
リタルトキハ憲法上許スヘカラサルコトト
為ル茲ニ於テ唯今穗積顧問官ヨリ本法案ノ
成立シタル經過ニ付最モ參考トスヘキ事實

ヲ拜聽シタルハ本官ノ欣幸トスル所ナリ同
顧問官ノ御演述ニ依レハ本案第一條ノ規定
ヲ立ツルニ依リテ本案ト憲法トノ抵觸ヲ避
クルコトヲ得タリトノ事ナリ又臨時法制審
議會ニ於テ始メハ憲法上ノ論點ニ付盛ニ論
争セラレタルモ一タヒ第一條ノ案出セラル
ルヤ和氣洋々トシテ一致ノ決議ヲ見ルニ至
リシトノ事ナリ今其ノ第一條ノ正文ヲ見ル
ニ裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件
ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ為ス

コトヲ得トアリ之ヲ文字ノ示ス所ニ從ヒテ
解スレハ裁判所ハ事實ノ判斷ヲ為スコトヲ
得ヘク但シ陪審ノ評議ニ付スト云フコトニ
シテ條文ノ形ニ於テハ事實ノ判斷ハ裁判所
之ヲ掌ルモノノ如シ又本案第九十七條第百
一條第百二條ニ陪審ノ答申ヲ採擇シテ云々
トアリテ條文ノ形ニ於テハ陪審ノ答申ヲ採
擇セスシテ裁判所ノ意見ニ依リ事實ヲ判斷
シ判決ヲ言渡スコトアルモノノ如ク解セラ
レサルニ非ス此ノ數箇條ハ裁判所カ陪審ノ

評議ニ拘束セラレサルカ如キ形ヲ取レリ而
シテ先刻本案ハ名實共ニ裁判所ヲシテ陪審
ノ拘束ヲ受ケシムルモノニ非ストノ御演説
ヲ承リシモ如何セム他ノ條項ニ互リテ見ル
ニ名實相叶ハサルノ感ナキコト能ハサルナ
リ殊ニ第九十五條ニ裁判所陪審ノ答申ヲ不
當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在
ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ他ノ陪審ノ評
議ニ付スルコトヲ得トアリ條文ノ形ニ於テ
ハ裁判所ハ陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキ

ハ毫モ之ニ拘束セララルコトナキカ如キモ
本條ハ裁判所カ其ノ意見ニ從ヒテ事實ノ判
斷ヲ為スコトヲ得トハ足メス單ニ他ノ陪審
ノ評議ニ付スルコトヲ許スニ止マル茲ニ得
ト言フハ例外ノ處置ヲ許スノ義ナリ例外ト
シテ他ノ陪審ノ評議ニ付シタル場合若シ後
ノ陪審ノ答申カ前ノ陪審ノ答申ト異ナラサ
ルトキハ其ノ結果ハ平山顧問官ノ陳述セラ
レタル所ノ如シ或ハ原案ノ為ニ辯スル者ア
リテ縱ヒ結果ハ平山顧問官所説ノ如キコト

アリトスルモ條文ノ上ニ於テハ毫モ裁判官
ヲ拘束スルコトナシ條文ヲ一讀スルニ裁判
所ハ陪審ノ評議ニ服従スヘシトノ文字ナシ
裁判所ハ何回ニテモ陪審ヲ代ヘ遂ニ之ニ拘
束セラレス故ニ事實ハ已ムヲ得サル場合ア
リトスルモ法規ノ示ス所ニテハ裁判所ハ陪
審ニ拘束セラルルコトナシト言ハム此ノ解
釋ハ一應人ヲシテ聽カシムルニ足ラム乍併
裁判所ハ陪審ノ答申ヲ不當トスルトキハ何
回ニテモ他ノ陪審ニ付スルコトヲ得ト言フ

ハ裁判ヲ為サムトセハ何回ニテモ陪審ニ付
セサルヘカラスト言フコトニシテ即チ陪審
ノ答申ト異ナリタル裁判ヲ下スヘカラスト
言フ義ナリ裁判所ハ陪審ノ答申ニ違ヒタル
裁判ヲ與フルノ職權ナシ是レ裁判所カ陪審
ノ答申ニ拘束セラルルモノニ非スシテ何ソ
ヤ第九十七條ニ陪審ノ答申ヲ採擇シテ云々
トアルモ裁判ヲ爲スハ必ス陪審ノ答申ヲ採
擇シタル場合ナルカ故ニ此ノ文字ハ事實ノ
判斷ヲ陪審ノ評議ニ付シタル事件ニ付ト言

ノ意味ニ解釋セサルヘカラス第百一條第百
二條モ亦然リ陪審ノ答申ヲ採擇シテト言フ
文字ノ為ニ之ヲ採擇セサル裁判アリトハ解
スヘカラス此ノ點ニ付テハ委員長ノ報告中
ニモ其ノ意味ヲ明ニセラレタリ果シテ然ラ
ハ第一條ニ事實ノ判斷ハ裁判所カ為スカ如
キ形ヲ取ルモ之ヲ行フニハ裁判所ハ陪審ノ
答申セル通りニ為ササルヘカラス換言スレ
ハ事實ノ判斷ハ裁判所為スヘカラス陪審之
ヲ為シ裁判所ハ陪審ノ意見ニ從ヒテ裁判ス

ヘシト言フコトト為リ折角ノ新案モ名實相
叶ハサルモノト謂ハサルヘカラス即チ第一
條ノ正文ハアルモ十キモ可ナリ此ノ規定ア
ルカ故ニ憲法トノ抵觸ヲ避ケ得ヘシトハ考
ヘラレス又評決ヲ評議ニ改メ之ニ依リテ解
釋ヲ寛和セムトストノコトナルカ是レ單ニ
評決カ評議ニ代ハリタルノコトニシテ事實ニ
於テ第九十條第九十一條ニ定ムル形式ニ依
ル決議ヲ為スコトハ動カス此ノ事ハ平山顧
問官ヨリ陳述セラレタル通りナリ

尚世ノ中カ進歩スルニ從ヒテ裁判ハ拘束ヲ
受クルコト當然ニシテ其ノ拘束ハ法律ヲ以
テスヘキコト憲法ノ規定スル所ナリ法律ノ
規定ニ依ルモ裁判ニ拘束ヲ加フルコト不可
ナリトハ始メテ聞ク説ナリト穗積顧問官ハ
演述セラレタルモ既ニ司法權ノ獨立カ憲法
ノ主義ナル以上法律ヲ以テスルモ其ノ法律
ノ規定ニ得ル一定ノ範圍アルコトヲ念ルヘ
カラス法律ニ依リ裁判所カ司法權ヲ行フ之
ヲ行フハ專斷ナリ之ヲ行フニ付テノ手續萬

端ハ法律ヲ以テ定メラルヘク命令ヲ以テ之
ヲ定ムルコトヲ得ス乍併其ノ法律タルヤ裁
判所之ヲ行フノ原則ヲ犯スヘカラス例ハ
證據ハ自由ノ判断ニ依ルコト今日刑事訴訟
ニ於ケル一大原則ナリ是レ判事ハ證據ノ示
ス所ニ依リテ自由ノ判断ヲ為スト同時ニ證
據ニ依ルニ非サレハ事實ノ認定ヲ為スコト
ヲ得サルノ義ニシテ法律ノ明ニ定ムル所ナ
リ裁判官ハ法律ニ依リ司法權ヲ行フ其ノ方
法ハ法律ノ定ムル所ニシテ法律ヲ以テ拷問

ヲ禁スルカ如キハ固ヨリ其ノ所ナリ然レト
モ司法權ハ其ノ一部タリトモ他ヨリ侵犯セ
ラルルコトヲ許サザルナリ

然ラハ陪審カ事實ノ判断ヲ為スコトハ司法
權ノ一部ヲ侵犯スルモノナルカ否カヲ考究
セサルヘカラス凡ソ刑事裁判ニ於テ決定ス
ヘキ事項ヲ別チテ事實ノ問題ト法律ノ問題
トノ二ツト為ス而シテ事實ノ問題ハ陪審之
ヲ決シ法律ノ問題ハ裁判所之ヲ決スト為ス
ノ説アリ其ノ説ニ依レハ裁判ハ法律ヲ宣明

スルコトニシテ事實ノ判断ハ法律上ノ所謂
裁判ニ非ス既ニ之ヲ法律上裁判ト言ヒ得サ
ルモノトスレハ憲法第五十七條ノ範圍ニ屬
セス故ニ之ヲ陪審ニ付スルモ敢テ本條ノ主
義ニ抵触スルモノニ非スト言フ此ノ説ハ法
制審議會ニ採用セラレサリシ趣ナルモ未女員
會ニ於テ當局ハ時トシテ此ノ説ニ依リ答辯
セラレタルコトアリ是レ余ノ甚々諒解ニ苦
シム所ナリ蓋シ事實ノ問題ニ付テモ證據調
ヲ為シ辯論ヲ行ヒ又豫審ヲ經公判ヲ開クコ

ト司法上ノ手續ニシテ其ノ結果始メテ事實
ノ判断ヲ爲スコトヲ得ルナリ若シ單ニ事實
ノ問題ヲ決定スルハ裁判ニ非ストセハ此ノ
國家權力ノ發動ハ如何ナルモノナルカ此ノ
國家ノ行為ハ立法ナルカ行政ナルカノ疑問
ヲ生ズ是レ固ヨリ立法ニ非ス行政ニ非ス即
チ司法ト言フノ外ナキナリ假ニ大ニ讓歩シ
テ御説御允ナリトスルモ法律問題ト事實問
題トヲ明白ニ區分スルコト果シテ可能ナル
ヤ否ヤ本法案ハ之ヲ區別シ法律問題ニ觸レ

ナル程度ニ於テ陪審ヲシテ事實問題ニ付評
議セシムル趣旨ナリト言フ蓋シ本法案立案
ノ精神ハ此クノ如キモノナラムト考フ縱ヒ
法案制定ノ理由右ノ如シトスルモ本官ノ考
ニテハ到底實行スヘカラサルコトナリ陪審
ノ職務ハ何ナルカ此ノ法案ノ規定ニ依レハ
犯罪構成事實ノ有無ニ付評議ヲ為スコトナ
リ犯罪構成事實ノ有無ハ法律ノ規定ニ依ル
罪責ノ問題ニ觸レストノコトナルモ全然法
律問題ヲ離レテ犯罪構成事實ノ有無ヲ判定

三得へキカ又既ニ犯罪構成事實ノ存否ヲ論
スル以上罪責ノ有無ニ及ハサルヲ得へキカ
犯罪ヲ構成スル事實ハ罪責ヲ問糺セラルヘ
キ事實ニ外ナラス凡ソ犯罪構成ノ事實ハ一
定ノ要素ヲ具備セサルヘカラス其ノ要素夕
ルヤ法律問題ニ依リ解決セラルルモノニシ
テ大體ニ於テ刑法ノ規定ニ依リ總則ノ一般
要素及各事犯ニ付各條下ニ定ムル特別要素
ヲ具備シタルトキ始メテ犯罪構成事實ノ存
スルコト定マル而シテ法律ノ規定ニ依リ犯

罪構成事實ノ存スルコト定マルトキハ之ト
同時ニ罪責アルコトモ亦定マル故ニ此ノ法
案ヲ見ルニ第七十七條ノ如キハ裁判長ハ陪
審ニ對シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論點及
問題ト為ルヘキ事實並證據ノ要領ヲ說示シ
トアリ即チ犯罪構成事實ノ有無ニ付設問ヲ
為スニ當リ之ヲ解セシムル為ニ法律點ノ說
示ヲ要スルコト本案ノ規定スル所ナリ即チ
知ル陪審ハ證據ニ依リテ事實ヲ討索シ之ヲ
法律ニ照シテ犯罪ヲ構成スルカ否カヲ斷シ

而シテ後然リ然ラスノ決意ヲ發表スルコト
ヲ陪審員ノ多數然リト答フルハ有罪ノ判断
ニシテ然ラスト答フルハ無罪ノ判断ナリ而
シテ裁判所ハ陪審ノ判断ニ拘束セラルヘキ
力故ニ裁判所ノ意見ヲ以テ有罪無罪ヲ判断
スルノ餘地ナシ陪審カ有罪ト判断シタルト
キハ檢事ハ直ニ通用スヘキ法令ヲ示スヘク
陪審カ無罪ト判断シタルトキハ檢事ハ意見
ヲ陳述スルノ機會ナシ第九十七條第二項ニ
有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及

法令ノ通用ヲ示スヘシ云々トアリ刑ノ言渡
ヲ分チテ二ツト為ス一ハ犯罪構成事實ニシ
テ他ハ法令ノ通用ナリ實際ニ表ハレタル個
々ノ事件ヲ法律ニ定メタル犯罪成立要件ニ
照合シ彼此符合一致シタルトキ犯罪構成事
實アリト為シ之ニ法令ノ規定ヲ通用ス故ニ
法令ノ通用ハ陪審ノ定メタル或ル事實ニ罪
名ヲ附シ其ノ法令ニ定メタル刑ヲ科スルモ
ノナリ即チ事犯ハ陪審ノ答申ニ依リテ其ノ
實質定マリ法令ノ通用ニ依リテ其ノ名ヲ命

セラル從テ陪審ト裁判所トノ職務ノ關係ニ
於テ之ヲ事實上ノ問題ト法律上ノ問題トニ
分ツコトハ到底實行スヘカラサル所ニシテ
寧ロ之ヲ罪責ノ問題ト刑ノ問題トニ分ツヘ
キモノナリ歐洲諸國ニ於テ陪審ヲシテ罪ア
リ又ハ罪ナシト答ヘシムルハ畢竟之カ為ナ
リ此クノ如ク論スルトキハ事實ノ判断ハ裁
判ニ非ス裁判所ハ專ラ法律ノ解釋ヲ與フル
モノナリトノ見解ヲ是ナリトスルモ陪審ノ
行フヘキ職務ハ法律ヲ離レタル事實ニ非ス

シテ法律上ヨリ事實ヲ判断シ罪責ノ有無ニ
決定ヲ與フルモノナリ故ニ陪審ノ評議ハ矢
張り裁判ト言ハサルヘカラサル結果ト為リ
正ニ司法權ノ範圍ニ屬スルモノナリ司法權
ハ裁判所之ヲ行フ裁判所以外ノ機關タル陪
審ヲシテ之ニ干與セシムルコトヲ得サルナ
リ縱ニ如何ニ世ノ中カ進步スルモ裁判所ヲ
シテ右ノ如キ法律ノ拘束ヲ受ケシムルコト
ノ果シテ適法ナルカ否カハ憲法上大ニ疑ナ
キフト能ハサル所ナリ

又憲法第五十七條第二項ニ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムトアリ茲ニ於テ陪審ヲ置クコトハ裁判所構成法ノ一種トシテ定ムルコト可ナリトノ説アルハ然レトモ此ノ點ニ付テハ憲法第五十七條第二項ニ所謂裁判所ノ何ナルカヲ研究セサルヘカラス或ハ言ハム裁判所ノ構成ハ法律ノ定ムル所ニ依ル陪審ハ法律ヲ以テ設置ス故ニ陪審ハ裁判所ノ構成ニ加ハルモノナリト乍併憲法第五十八條第一項ニ裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ストアリ裁判官ト言ヒ裁判所ト言フハ一ハ官ヲ指稱シ他ハ官廳ヲ指稱スルモノニシテ裁判官即チ裁判所ヲ構成スヘキ官ナリ故ニ裁判官以外ノ陪審員ヲ以テ同シク裁判所構成ノ一部ノ要素ト為スコトヲ得サルナリ或ハ陪審員ヲ以テ裁判官ノ一部ト為ス者アリ現ニ獨逸ノ革命以後ノ憲法ニ於テハ此ノ主義ヲ採レリ裁判官以外ニ陪審員ヲ置クハ他ノ國家機關ヲシテ裁判ニ參與セシムルコトト為ルカ故ニ此

格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ストアリ裁判官ト言ヒ裁判所ト言フハ一ハ官ヲ指稱シ他ハ官廳ヲ指稱スルモノニシテ裁判官即チ裁判所ヲ構成スヘキ官ナリ故ニ裁判官以外ノ陪審員ヲ以テ同シク裁判所構成ノ一部ノ要素ト為スコトヲ得サルナリ或ハ陪審員ヲ以テ裁判官ノ一部ト為ス者アリ現ニ獨逸ノ革命以後ノ憲法ニ於テハ此ノ主義ヲ採レリ裁判官以外ニ陪審員ヲ置クハ他ノ國家機關ヲシテ裁判ニ參與セシムルコトト為ルカ故ニ此

ノ非難ヲ避クル為陪審員ヲ以テ裁判官ノ一部ト為スコトヲ得サルカ惟フニ是レ憲法第五十八條第一項ノ規定ニ當ラス蓋シ陪審員ハ抽籤ニ依リ選任セラルルモノニシテ任命ノ形式ニ依ラズ從テ陪審員ハ裁判官ニ非ス裁判所ヲ構成スルコトヲ得サルモノナルカ故ニ陪審ハ裁判所以外ノ國家機關ナリ之ヲシテ裁判ヲ為サシムルコトハ憲法ニ抵觸スルモノト考フ或ハ辯護士證人鑑定人ノ例ヲ引キテ陪審ノ制ヲ辯護スル者ナルモ辯護士

ハ被告人ノ後見人ナリ證人鑑定人ハ必要ニ依リテ之ヲ取調ヘ其ノ判斷ハ裁判所自ラ之ヲ為スカ故ニ陪審ト同様ニ論スヘキ限ニ在ラス又檢事ハ行政官ノ一種ニシテ固ヨリ裁判ニ干與セス檢事ノ起訴ハ公訴ノ要件ナルモ檢事ハ裁判ニ干與スルモノニ非サルナリ司法權ハ行政權ニ依リテ侵犯セラレサルコト肝要ナルモ陪審ヲ置ケハ敢テ司法權ノ獨立ヲ害スルモノニ非ストノ說アリ乍併前來申述ナル所ノ如ク陪審ハ司法權ノ一部ヲ行

フモノトセハ憲法ノ明文ニ照シテ抵觸ノ廉
アリト言ハサルヘカラス陪審アルカ爲ニ司
法權ノ獨立ヲ保持スルヲ得ヘシトノ議論ハ
何處ヨリ出ツルカ民意ヲ尊重スルハ先帝
陛下ノ御趣旨ニシテ帝國議會地方自治皆此
ノ御趣旨ニ係ル獨リ司法ニ付人民ノ干與ヲ
許ササルハ如何トノ説アリ故原首相ノ如キ
ハ熱心ニ此ノ點ヲ力説セラレタリ乍併之ヲ
憲法ノ正條ニ照スニ立法權ニ付テハ帝國議
會ノ協賛ニ依リテ之ヲ行ハセラルル旨憲法

ニ積極的規定アリ地方自治ニ付テハ憲法ニ
何等規定スル所ナシ憲法ノ規定ニ抵觸スル
行為ハ不可ナルモ之ニ抵觸セサル限り國家
ノ活動ハ自由ナリ故ニ地方自治ノ如キハ憲
法上抵觸スル所ナシ憲法第四條ニ天皇ハ統
治權ヲ總攬セラルル旨ノ明文アルモ統治權
ヲ總攬セラルルニ於テ其ノ機關ヲ如何ニ定
メラルルモ可ナリ然ルニ司法權ニ付テハ積
極的ニ裁判所之ヲ行フトアリ裁判所以外ノ
機關ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得ス帝國

議會又ハ地方自治ノ制度ト同一ニ論スヘキ
モノニ非サルナリ又世間ノ進歩ニ伴ヒ司法
權ノ行働ニ付衆人ノ意向ヲ取リテ參考ニ供
スルコト各國共盛ニ行フ所ナリトコトナ
ルカ今日ノ裁判ニハ各般ノ専門的智識ヲ要
スルカ故ニ専門家ヲシテ意見ヲ述ヘシメ裁
判官力之ヲ取捨シテ決定スルコト必要ナリ
本案ハ之ト趣旨ヲ異ニシ素人ヲ用ヒルモノ
ニシテ其ノ素人タルヤ専門ノ素人ニ非スニ
テ一般ノ素人ナリ其ノ事件ニ關係ナキ素人

ヲ集メテ裁判ヲ為シムルカ故ニ其ノ判断
果シテ妥當ナルヤ否ヤ大ニ疑ナキコト能ハ
ス又素人ヲシテ裁判ニ干與セシムルコト憲
法ニ抵觸スト言ハサルヘカラサルナリ
先刻平山顧問官ヨリ帝國憲法制定當時ノ事
情竝ニ憲法上陪審ヲ設クルコトヲ得サル次
第ニ付陳述セラレタルニ對シ穂積顧問官ハ
憲法制定當時問題ト為リタルハ英國流ノ陪
審ニシテ本案ハ之ト異ナリタル一種ノ新案
ナリ此クノ如キ陪審ニ付テハ憲法制定當時

何等ノ議論ナカリシ旨陳述セラレタルカ夫
レ或ハ然ラム凡ソ陪審ノ制度ハ英國カ根源
ニシテ歐洲諸國之ニ倣ヒ尋テ北米各國ニ及
ヒ今日各國ニ於テ採用セララルモノ總テ其
ノ源ヲ英國ニ發セサルハ十キモ最モ類似セ
ル米國ノ制度ト雖英國ノ制度ニ比スレハ種
々ノ相違アリ況ンヤ其ノ他ノ諸國ノ制度ニ
至リテハ互ニ相異ナル所以カラス全然同一
ノ形式ヲ採用セルモノハ一モナシト言フモ
敢テ過言ニ非ス唯彼此一致セルハ裁判官以

外ニ陪審ヲ置キ之ヲシテ犯罪構成事實ノ有
無ヲ判断セシムルコトニシテ吾人ハ之ヲ稱
シテ陪審ト言フナリ而シテ憲法ニ陪審ノ明
文アル諸國ニ於テハ固ヨリ陪審ニ付憲法問
題ヲ生スルコトナシ英國ニテハ之ヲ以テ大
憲章以來憲法上ノ一事項トセリ我國憲法ノ
如ク反對ノ成文ノ規定アル以上單ニ概括論
ヲ以テ之ヲ可ナリト言フコトヲ得サルナリ
元來司法權ノ獨立ト言フコトハ畢竟人民ノ
權利ヲ擁護スルコトヲ目的トスルモノニシ

テ裁判官ヲシテ他ノ掣肘拘束ヲ受クルコト
十カラシムルノ趣旨ナリ此ノ憲法問題タル
中實ニ重要ナル關係ヲ有スルモノナルカ故
ニ本院ニ於テモ重大ナル問題トシテ慎重ナ
ル調査ヲ遂ケサルヘカラス世間ニハ法律案
ハ帝國議會ニ提出スルモノナルカ故ニ本院
ニ於テ濫リニ其ノ内容ニ五入リテ論議スル
コト職權上疑フヘキ所アルカ如キ説ヲ為ス
者アルモ本院ハ既ニ御諮詢ヲ辱クニタリ以
上十分論議ヲ盡シ苟クモ國家ニ不利ナリト

認ムル以上至誠ヲ以テ咫尺ノ前ニ其ノ言ヲ
上ルヘキナリ之ヲ實行スルト實行セサルト
ニ付テハ別ニ當局ニ責任アリ本院ハ唯御諮
詢ニ奉答スルノ一途アルノミ古人ノ所謂其
ノ言ヲ行フコト本院ノ分ニシテ其ノ途ヲ行
フコトハ本院ノ分ニ非ス若シ國務大臣ニ於
テ本院ノ可トスル所ヲ不可トセハ本院ノ奉
答ト異ナリタル御措置ニ出テサセラレムコ
トヲ奏請スヘキノミ是レ實ニ輔弼ノ責任ナ
リ本院ハ之ニ顧慮セズ其ノ信スル所ヲ以テ

聖明ノ裁斷ヲ仰クノ外ナキナリ本院ハ決シ
テ内閣ノ政策ヲ妨クルモノニ非ス唯所信ヲ
以テ率直ニ奉答スルコト本官等ノ義務ナリ
本案カ帝國議會ヲ通過シタル後本院ニ御諮
詢アリタルトキ亦同様ナリ殊ニ憲法上ノ問
題ノ如キハ至誠ヲ盡シテ言上スルコト已ム
ヲ得サル本分ナリ
本官ハ本案ニ關シ憲法問題ノ外利害得失ニ
付若干ノ意見アリ之ヲ陳述スヘキ大略ノ用
意アルモ最早時刻移リタルニ付此ノ點ハ省

略シ專ラ憲法問題ニ付昇見ヲ申述フルニ止
ムヘシ
謹テ按スルニ本法案ハ其ノ主義帝國憲法ノ
精神ニ背馳シ其ノ條項適正ナル刑事訴訟手
續ヲ定ムルモノト言フコトヲ得不宜シク内
閣ノ再査ニ待ツノ議ヲ定メ以テ御諮詢ニ奉
答スヘキモノト思料ス敢テ尊嚴ヲ冒瀆シテ
長時昇見ヲ開陳シタルコト誠ニ恐懼ニ堪ヘ
ナル所ナリ
二十七番(一木) 陪審法案ニ付テハ余モ亦審査

委員ノ一人ナルカ不幸ニシテ同僚ト所見ヲ
異ニスルモノアルヲ遺憾トス乍併此クノ如
キ重大案件ニシテ殊ニ憲法上ノ問題タル以
上各方面ヨリ審査討究スルヲ要スルヲ以テ
反對意見ヲ聞クコトモ亦本案ノ審査上必要
ノコトト思料ス

本案カ果シテ憲法ニ牴觸スルナラハ一大事
ニシテ本院トシテ之ヲ帝國議會ニ提出スヘ
シトノ議ヲ決スヘカラス乍併余ハ此ノ法案
カ憲法ニ牴觸スル理由ヲ了解スルコト能ハ

サルナリ先ツ陪審法ノ如キモノハ憲法制定
ノ際議セラレタルナルハ今憲法ニ其ノ規定
ナキハ即チ當時ニ於テ既ニ之ヲ否定シタル
ナリトノ説ニ對シテハ穂積顧問官ヨリモ縷
々陳述セラレタルカ第一ニ憲法ニ其ノ規定
ナキカ故ニ我國ニ於テ陪審法ヲ採用スヘカ
ラスト断定スルコトハ不可能ナリ若シ其ノ
事項ノ性質カ憲法ノ規定ヲ必要トスルモノ
ナルカ又ハ憲法ノ他ノ規定ト牴觸スヘキモ
ノナラハ其ノ規定ナキノ故ヲ以テ憲法ハ之

ヲ認メスト云ヒ得ヘキモ陪審ハ然ラス其ノ
性質ヨリ見ルモ將タ外國ノ事例ヨリ見ルモ
憲法ト相容レサルモノニ非ス然ラハ其ノ規
定ナキノ故ヲ以テ憲法之ヲ認メストハ云ヒ
難シ又憲法制定當時ノ沿革ニ徴シテ種々ノ
議論アルヘキモ人各其ノ見ル所ヲ異ニシ記
憶亦異ル當時陪審ノ採否ヲ他日ノ問題ニ讓
ルノ趣意ニテ憲法ニ之ヲ掲ケサリシヤモ知
レズ兎ニ角余ノ知レル所ニテハ斷然陪審不
採用ト決定シタリトハ聞カス殊ニ伊藤公カ

憲法ノ起草ニ關係セラレタル以來夫程ノ論
議アリタルコトヲ聞カス縱ヒ之アリトスル
モ之ヲ以テ憲法解釋ノ根據ト為スニハ確實
ノ記録アリ天下周知ノ事實ナラサルヘカラ
ズ又假ニ其ノ當時此ノ如キ論議アリ不採用
ノ事決定セラレタリトスルモ其ノ當時考ヘ
タル陪審制度ハ今回採用セムトスルモノト
同一物ナリト云フヲ得ズ或ハ本案ハ外國ノ
陪審制度ト内容異ラストノ説アルモ事實大
ニ異ル外國ノ陪審制度ニ於テハ事實ノ判斷

ハ全ク陪審員ノ權限ニ屬ス國ニ依リ陪審ノ
評決カ裁判所ノ意見ト一致セサルトキ事件
ヲ他ノ陪審ノ評決ニ付シ得ルコトアルモ其
ノ回数ハ一回ニ限り若シ同一ノ評決ヲ為サ
ハ其ノ評決カ事實判断トシテ動カスヘカラ
サルモノト為ル即チ事實ノ判断ハ陪審ニ在
リ然ルニ本案ハ然ラス事實ノ判断ハ裁判所
之ヲ為ス裁判所事件チ陪審ニ付シ其ノ評決
ヲ不當トセハ更ニ他ノ陪審ニ付ス免モ角兩
者ノ意見一致シタルトキ始メテ之ニ依リ判

決ヲ為ス故ニ事實ノ判断ハ專ラ陪審ノ手ニ
存スルニ非ス此ノ點ハ外國ノ陪審ト異ル所
ニシテ之ニ付テハ穗積顧問官ノ陳述セラレ
タル所ノ如シ何レニシテモ我カ憲法ニ之ヲ
認ムルノ明文ナキカ故ニ之ヲ設ケルヲ得サ
ル趣旨ナリト断定スルコトヲ得ズト考フ
然ラハ陪審法採用ニ付憲法ニ不認容ノ明條
アリヤヲ考祭スルニ先刻憲法第五十七條ヲ
引用シテ論述セラレタル中ニ裁判ヲ事實ノ
判断ト法ノ適用トニ分チ事實ノ判断ハ裁判

ニ非ストノ見解アルコトヲ述ヘラレタルカ
余ハ事實ノ判断ハ裁判ニ非ストノ論ニ左祖
セサルカ故ニ論點ハ司法權ハ法律ニ依リ之
ヲ行フトノ規定カ陪審ノ設置ヲ許スヤ否ヤ
ニ在ルコトト為ル而シテ陪審ノ設置ヲ許サ
ストノ説ハ裁判所之ヲ行フトアルヲ裁判所
カ獨断ニテ之ヲ行フトノ意ナリト解釋スルニ
基クモノノ如シ然レトモ余ハ此ノ解釋ヲ取
ラス蓋シ文字夫レ自身ニ於テ又他ノ用例ニ
照シ右ノ解釋ハ理由アルモノト認め難シ例

ハハ天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ
此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フトアリ縱ヒ
立法權ノ行使ニ付議會ノ協贊ヲ必要トスル
モ尚統治權ハ天皇之ヲ行ハセラルルノ義ニ
妨ナシ之ト同様ニ憲法第五十七條ニ司法權
ハ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フトアルニ對シ
裁判所ノ關與ナク又ハ裁判所ノ意思ニ反シ
陪審ノ評決ノ儘ニ裁判ヲ行フトラハ如何ニ
モ此ノ規定ニ牴觸スト云ヒ得ヘキモ此ノ規
定ハ裁判ヲ為スニハ法律ノ規定ニ從フヘキ

コトヲ定メタルモノニシテ法律ノ規定ニ從
ヒ事件ヲ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ニ依リ
裁判ヲ為スコトハ決シテ憲法第五十七條ニ
牴觸スルモノニ非サルナリ尤モ陪審カ裁判
官ヲ拘束ストノ説ニ所謂拘束ノ文字ノ意義
ニ付議論アリ裁判所カ陪審ノ評議ヲ不當ト
セハ事件ヲ更ニ他ノ陪審ニ付ス然ラハ陪審
ノ意見ニ拘ラス獨立專斷ニ裁判ヲ為シ得サ
ルコトハ明ナリ若シ之ヲ拘束ト云ハハ拘束
ト云ヒ得ルモ眞ノ意味ニ於テハ裁判所カ自

己ノ意見ニ反スル所ニ從フコトヲ要スル場
合ニ於テ始メテ拘束アリト云フヘキナリ然
ルニ本案ノ主義ニ於テハ此クノ如キ拘束ナ
シ極端ニ論スレハ千萬回陪審ヲ替フルモ結
局陪審ノ意見カ裁判所ノ意見ト一致シタル
トキ始メテ裁判アリ是レ恰モ法律ノ制定ニ
帝國議會ノ協賛ヲ要シ協賛ヲ經ルモ御裁可
ナクシテハ法律ト為ルコトナク而シテ御裁
可ハ天皇ノ御意思ニ依ルニ同シ或ハ又終ニ
陪審ト裁判所トカ意見ノ一致ヲ見サルトキ

ハ如何トノ問題アルモ若シ此クノ如キ假設
想像ヲ以テ見レハ此ノ法案ハ不備ナリ乍併
此クノ如キ意味ナラハ憲法ヲ初メトシ多ク
ノ法律ニ不備アルヲ免レス殊ニ或ル機關ヲ
設ケ而モ必ス其ノ意見ノ歸一スヘキ方法ヲ
定ムルトキハ獨立ノ機關ヲ設ケテ事ニ參與
セシムルノ甲斐ナク專制政治ト同一ノ結果
ニ歸着スヘシ或ハ議院ノ權限ト政府ノ權限
ト相對立シテ調和セス結末ヲ得難キカ如ク
見ユルコトアルモ已ヲ得サルナリ凡ソ事ノ

結末ヲ憂フルハ事實起リ得ヘキ場合ヲ以テ
足ル理屈上ハアリ得ヘキモ事實起ラサル事
ハ法律ニ之ヲ規定セスシテ可ナリ縱ヒ之カ
規定ヲ缺クモ之ヲ以テ法ノ不備ト云フヘカ
テス例ハ選舉法ニハ選舉人全然投票セサ
ル場合ノ規定ナシ想像スルハ天下一人モ投
票セサルコトナキヲ保セス然レトモ事實ニ
於テ其ノ憂ナシ故ニ之ニ對シテ法ノ規定ヲ
缺クモ不備ト云フヘカラス裁判所ト陪審ト
ノ關係亦此クノ如シ縱ヒ幾度陪審ヲ替フル

モ陪審ノ意見ト判事ノ意見ト衝突セハ其ノ
何レヨリカ反省シ一致ヲ見ルニ至ルニ相違
ナシ然ラハ結局ハ判事ノ意見ト為ルカ故ニ
判事ハ拘束セラルルコトナシ此クノ如ク考
フルトキハ理屈ハ兎モ角事實上結末ヲ付ク
ル必要ナシ法ノ妙ハ却テ極端ノ場合ヲ想像
シテ規定ヲ設ケサル所ニ存スト云フモ可ナ
リ
右ノ如ク考ヘテ本案ヲ見ルニ憲法ニ所謂裁
判所之ヲ行フトハ獨斷專行ノ意ニ非ス若シ

反對ニ獨斷專行ヲ要スト解スレハ陪審カ裁
判官ヲ拘束スルコトトナラム併裁判ヲ為
スニ當リ事實判斷ノ為陪審ノ評議ニ付シ其
ノ答申ニ依リ之ヲ為スヲ要スルコトカ司法
權ノ獨立ヲ害スルナラハ司法權ノ獨立ハ我
國特有ノモノカ若クハ和蘭外一二ノ國ノ專
有物ト為ル之ヲ他國ノ憲法ノ條章ニ見ルモ
一方ニハ司法權ハ裁判所之ヲ行フト規定シ
他方ニハ陪審ノ事ヲ規定セルモノアリ此ク
ノ如キハ陪審ハ司法權ノ獨立ニ害アルモ之

ヲ認ムルノ趣旨ニ非ス何トナレハ一方ニハ
獨立ヲ唱ヘツツ他方之下衝突シテ其ノ幅ヲ
狭ムヘキ規定ヲ設クルノ理ナケレハナリ又
國ニ依リテハ憲法中一方司法權獨立ノ規定
ヲ設ケ他方陪審ノ規定ナキモノアリ而モ事
實ハ法律ヲ以テ陪審制ヲ規定セルカ此クノ
如キ國ニ在リテモ憲法ハ陪審制ヲ否認シタ
ルニ非スト解スヘキナリ先刻穂積願問官ヨ
リ陪審制度ハ司法權ノ獨立擁護ノ為ニ設ケ
ラルトノ御説アリタルカ余モ之ト同感ナリ

蓋シ元來司法權ノ獨立ハ政府ノ干涉ニ對シ
又ハ政府自身ノ裁判ノ弊害ニ對シ起リタル
モノニシテ其ノ意味ヨリ云ハ司法權ノ獨
立ハ臣民ノ權利ヲ尊重シ裁判ノ獨立ヲ擁護
スルノ必要ニ出テ恰モ臣民ノ權利義務ヲ規
定セルト同趣旨ノモノニ外ナラス殊ニ英米
等ニ於テハ陪審制ハ司法官ノ身分ノ保障裁
判ノ公開等ノ原則ト合セテ司法權獨立擁護
ノ方法ト認メラル故ニ若シ陪審制度カ司法
權ノ獨立ト相容レストセハ司法權ノ獨立ハ

歐米諸國ニ存在セサルコトト為ル是レ到底
不通ノ論ナリ
裁判所之ヲ行フトノ憲法ノ規定ニ對シ裁判
所カ其ノ權限ノ一部ヲ割クハ不可ナルモ他
ノ機關ヲ參與セシメ其ノ意見ヲ聽キテ裁判
スルコトハ何等憲法ニ牴觸セズ尤モ法律ヲ
以テ之ニ關スル規定ヲ設クヘキコトハ勿論
トス委員會ノ修正ニ對シ御批評アリタルモ
修正ハ畢竟此ノ趣旨ヲ明ニセムトスルニ外
ナラス事實ノ判断ハ裁判所之ヲ為ス之ヲ為

ス為ニ陪審ノ評決ニ付スルナリ此ノ精神ヲ
明瞭ニシ外國ノ制度ト異ナルコトヲ明ニス
ル為答申ノ採擇ナル文字ヲ用ヒタルモノト
シ此ノ修正ニ賛成ス

此ノ陪審法案カ憲法ノ規定ニ牴觸ストノ意
見ニ對シ尚陳述シタルコトアルモ時間ヲ要
セムコトヲ恐レ之ヲ省ク要スルニ反對說ニ
付余ニ於テ首肯スヘキ理由ヲ發見スルコト
ヲ得ス此クノ如キ重大案件ニシテ而モ諸外
國ニ於テ認メラルル制度ニ對シ憲法ノ字句

ニ拘泥シテ反對スルハ當ヲ得ス余ハ修正案
ノ通可決アラムコトヲ希望スルモノナリ
議長(清浦)最早採決スヘキ時期ニ達シタリト
認ムルヲ以テ讀會ヲ省略シ採決スヘシ本案
賛成ノ諸君ノ起立ヲ請フ

(多數可決)

(南部、岡部、平山、有松ノ
右顧問官起立ス)

攝政官御退場

(午後三時五分閉會)

議長子爵清浦奎吾
書記官長二上六郎

書記官

村上恭一
堀江季雄

陪審法

第一章 總則

第一條 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事

事件ニ付陪審ノ評決議ニ付シテ事實ノ判斷

ヲ為スコトヲ得

第二條 左ニ掲クル罪死刑又ハ無期ノ懲役若

ハ禁錮ニ付該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評決議ニ付

ス

一 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ付該ル罪

ニ 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章

ノ罪

第三條 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ付該ル

罪ニ付被告人ノ請求アリタルトキハ事件ヲ

陪審ノ評決ニ付ス

第四三條 前二條以外ノ罪長期三年ヲ超ユル

裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人ノ陪

審費用ヲ豫納シテ請求シアリタルトキハ事

件ニ付陪審ノ評決議ニ付ス

第五條 被告人無資力ナル場合ニ於テ前條ノ

事件ニ付陪審費用ヲ豫納セスシテ請求シタ

ルトキハ之ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽クハシ

第六條 第二條乃至前條ノ規定ニ依リ事件ヲ

陪審ノ評決ニ付スル場合ヲ除クノ外裁判所

ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコ

トヲ得

左ニ掲クル第一該ル事件ハ前二條ノ

規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付セス

一人審院ノ特別権限ニ屬スル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章

ノ罪

三 軍機保護法陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪

其ノ他單独ニ關シ犯シタル罪

法令ニ依リテ行フ公選ニ關シ犯シタル

罪

第七五條 第三條乃至第五條ノ請求ハ第一回

公判期日前ニ之ヲ為スハシ但シ其ノ期日前

ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召喚ヲ受ケ

ケ

ケ

ケ

ケ

ケ

ケ

タル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ス

第八條 被告人ハ檢事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評決議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決議ニ付スルコトヲ得ス

第九條 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付

スヘキ者アルトキハ當該被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル場合ヲ除ク外他ノ共同被告人ノ請求ナシト雖總テノ被告人ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十一條 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ之ヲ他ノ被告人ト分離シテ審判スヘシ

第十二條 同一手續ニ依リ審判スヘキ併合罪中其ノ一ノ罪ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキトキハ他ノ罪ニ付亦之ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十三條 區裁判所其ノ受理シタル事件ヲ陪
審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ決
定ヲ以テ之ヲ管轄地方裁判所ニ移送スヘシ
第十四條 地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評決
公平ヲ失スルノ虞アルトキハ檢事ハ直近上
級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ為スコトヲ得
公判ニ繫屬スル事件ニ付前項ノ請求アリタ
ルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ
第十五條 前條第一項ノ請求ヲ為スハ理
由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出ス
ヘシ
前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢
事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄移轉ノ請求ヲ
為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知
シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ
被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日
内ニ意見書ヲ差出スコトヲ得
管轄裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス
ヘシ
第十六條 管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被
告人ハ檢事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定
アル迄事件ヲ陪審ノ評決議ニ付スルコトヲ
辭シ又ハ請求ヲ取下タルコトヲ得
被告人事件ヲ陪審ノ評決議ニ付スルコトヲ
辭シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因リ事件陪審

ノ評決_議ニ付スハカラサルニ至リタルトキ
ハ檢事ノ管轄移轉ノ請求ハ之ヲ取下ケタル
モノト看做ス
共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決_議ニ付スル
コトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルト
キハ其ノ被告人ニ関スル管轄移轉ノ請求ニ
付亦前項ニ同シ
第十七條 控訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪
審ノ評決_議ニ付スルコトヲ得ス

第十八條 大審院ノ特別権限ニ屬スル事件ハ
之ヲ特別陪審ノ評決ニ付ス

第二章 陪審員及陪審ノ構成
第十九條 陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者

タルコトヲ要ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ三十歳以上タ
ルコト

二 引續キ二年以上同一市町村内ニ住居ス
ルコト

三 引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納
ムルコト

四 讀ミ書キヲ為シ得ルコト

前項第二號及第三號ノ要件ハ其ノ年九月一
日ノ現在ニ依ル

第二十條 左ニ掲タル者ハ陪審員タルコト
ヲ得ス

一 禁治産者、準禁治産者

- 二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ
 - 三 聾者、啞者、盲者
 - 四 懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑
又ハ重禁錮ニ處セラレタル者
- 第二十一條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス
- 一 國務大臣
 - 二 在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官
 - 三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官
 - 四 在職ノ宮内官吏
 - 五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人
 - 六 在職ノ廳府縣長官、郡長、島司

- 七 在職ノ警察官吏
- 八 在職ノ監獄官吏
- 九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記
- 十 在職ノ收稅官吏、稅関官吏、專賣官吏
- 十一 郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員
- 十二 市町村長
- 十三 辯護士、特許辨理士
- 十四 公證人、執達吏、代書人
- 十五 在職ノ小學校教員
- 十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師
- 十七 醫師、齒科醫師、藥劑師
- 十八 學生、生徒

第二十五條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職

務、執行ヨリ除クセラルハシ

一 陪審員被害者ナルトキ

二 陪審員私訴當事者ナルトキ

三 陪審員被告人被害者若ハ私訴當事者ノ

親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

四 陪審員被告人被害者又ハ私訴當事者ノ

屬スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

五 陪審員被告人被害者又ハ私訴當事者ノ

法定代理人後見監督人又ハ保佐人ナルト

キ

六 陪審員被告人被害者又ハ私訴當事者ノ

同居人又ハ雇人ナルトキ

七 陪審員事件ニ付告發ヲ為シタルトキ

八 陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト為リ

タルトキ

九 陪審員事件ニ付被告人代理人辯護人

輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト為リタ

ルトキ

十 陪審員事件ニ付判事檢事司法警察官又

ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第二十三條 左ニ掲タル者ハ陪審員ノ職

務ヲ辭スルコトヲ得

一 六十歳以上ノ者

二 在職ノ官吏公吏教員

三 貴族院議員衆議院議員及法令ヲ以テ組

織シタル議會ノ議員但シ會期中ニ限ル
第二十四ニ條 地方裁判所長ハ毎年九月一日

迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員數ヲ定メ管轄區
域内ノ市町村ニ割當テ之ヲ市町村長ニ通
知スヘシ

第二十五十七條 市町村長前條ノ通知ヲ受テ

タルトキハ其ノ年ハ毎年陪審員資格者名簿
ヲ調製シ九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内

ニ於テ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ割當テラレ
タル員數ノ二倍ノ陪審員候補者ヲ選定シ其

ノ年九月三十日迄ニ陪審員候補者假名簿ヲ
調製スヘシ之ニ登載スヘシ

陪審員候補資格者假名簿ニハ陪審員候補

格者ノ氏名身分職業住居地生年月日及納稅
額ヲ記載スヘシ
市町村長ハ陪審員候補資格者假名簿ノ副本
ヲ調製シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘ
シ

第二十六十八條 市町村長ハ十月一日ヨリ七
日間其ノ廳ニ於テ陪審員候補資格者假名簿

ヲ縦覽ニ供スヘシ
第二十七十九條 法律ニ違反シテ陪審員候補

資格者假名簿ニ登載セラレタル者ハ縦覽期
間内及其ノ後七日内ニ市町村長ニ異議ノ申

立ヲ為スコトヲ得
法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セ

ラレサル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立
ヲ為スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明
スヘシ

第二十八條 市町村長異議ノ申立ヲ正當トス
ルトキハ遲滞ナク陪審員候補資格者假名簿

ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消ヲ修正シ其ノ旨
ヲ管轄區裁判所判事及異議申立人ニ通知ス

ハシ
市町村長異議ノ申立ヲ不當トスルトキハ遲
滞ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄區裁判所判

事ニ送付スヘシ
第二十九條 前條第二項ノ場合ニ於テ區裁

判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキ
ハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知ス

ヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪
審員候補者假名簿ヨリ異議申立人ノ氏

名ヲ抹消ヲ修正スヘキコトヲ命シ其ノ旨ヲ
異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル
日ヨリ二十日以内ニ之ヲ為スヘシ

第三十三條 市町村長ハ前二條前條ノ通
知ヲ受ケタルトキハ第二十一條ノ規

定ニ依リ整理シタル陪審員候補資格者假名
簿ニ基キ抽籤シ以テ第二十四條ノ規定ニ

依リ割當テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選

九

定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ
前項ノ抽籤ハ、各員三人以上ノ立會ヲ以テ
之ヲ為スヘシ

第二十五條 第二項及第三項ノ規定ハ陪
審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第三十一條 區裁判所判事ハ陪審員候
補者ノ選定ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ監
督ス

區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ
必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第三十三條 市町村長ハ十一月三十日
迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長
ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレ
タル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示
スヘシ

第三十六條 市町村長前條ノ規定ニ依
リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候
補者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アル
トキ又ハ第二十三條若ハ第二十一條ノ
各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキ
ハ市町村長ハ遲滞ナク之ヲ管轄地方裁判所
長ニ通知スヘシ

第三十七條 陪審ノ評決議ニ付スヘキ
事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判
所長ハ豫メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各

陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ數人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三十五二十八條 陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ應シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ニ陪審員ニ選定セラレルコトナシ

第三十六二十九條 陪審員ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス
第三十七條 陪審員ハ檢事報告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審員ノ答申ヲ朗讀スル迄

同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十八一條 裁判長ハ事件ニ日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審員ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス
補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第七十三六十九條ノ規定ニ依リ為

シタル抽籤ノ順序ニ依ル
第三十九一條 同日ニ數箇ノ事件ノ公判ヲ開

ク場合ニ於テハ數箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手續ヲ為スヘシ

第四十三條 檢事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ為構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ為其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十一三四條 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費日當及止宿料ヲ給與ス

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第四十二三五條 陪審ノ評決議ニ付スヘキ

事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第四十三條 被告人公判準備期日前辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ為サシムルコトヲ得

第四十四三七條 公判準備期日ニハ被告人及辯護人ヲ召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第四十五三八條 召喚狀ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

第四十六 三十九條 公判期日ヲ定メタル後被告
告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評決議ニ付
スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ
公判準備期日トス

第四十七條 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定
數ノ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ為
ス
公判準備期日ニ於テハ辯護人出頭スルニ非
サレハ取調ヲ為スコトヲ得ス辯護人數人ア
ルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル
罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ被告人ハ代
理人ヲ出頭セシムルコトヲ得
公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公ニセス

第四十八條 當該被告人ノ請求ニ因ラスシ
テ第一條ノ規定ニ依リテ事件ヲ陪審ノ評決議
ニ付スルトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ事件
ヲ陪審ノ評決議ニ付スルコトヲ辭シ得ヘキ
旨ヲ告知スヘシ

第四十九條 公判準備期日ニ於テハ裁判長
ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問ス
ヘシ
陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スル
コトヲ得
檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人
ヲ訊問スルコトヲ得

第五十四 三十三條 公判準備期日ニ於テハ裁判

所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ為スヘシ
檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又
ハ證據物若ハ證據書類ノ集取ヲ請求スルコ
トヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定
ヲ為スヘシ

第五十一、四十四條 裁判所書記ハ公判準備調
書ヲ作り公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對
スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申
立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記
載スヘシ

第五十二、四十五條 公判準備調書ニハ前條ニ
規定スル事項ノ外被告事件、被告人又

代理人及出頭シタル辯護人ノ氏名並手續ヲ
為シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事檢
事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人又ハ
其ノ代理人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載
スヘシ

第五十三、四十六條 公判準備調書ハ三日内ニ
之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印ス
ヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱
シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四、四十七條 檢事、被告人及辯護人ハ公
判準備期日前第五十三條第二項ノ請求
ヲ為スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第五十四條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 裁判所公判準備期日外ニ於テ證據決定ヲ為シタルトキハ之ヲ檢事被告及辯護人ニ通知スヘシ

第五十六條 公判準備期日外ニ於テ證人又ハ鑑定人ノ訊問ヲ為ストキハ被告人モ亦之ニ立會フコトヲ得
裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ為ストキハ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立會フコトヲ得
ス但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第五十七條 前條第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十八條 公判準備中陪審ノ評決ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ
公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラ

第五十九條 被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ハ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立ハ豫審ヲ經タル事件ニ付テハ豫審判事ニ對シテ其ノ申立ヲ為シタル場合ニ

非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第六十五十三條 裁判所公判準備期日ニ公訴

棄却又ハ管轄違ノ理由アルコトヲ認メタル

トキハ決定ヲ為スハシ

第六十一五十四條 裁判所公判準備期日ニ免

訴ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ

為スハシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ

付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第六十二五十五條 前ニ條ノ決定ヲ為スハ

訴訟關係人ノ意見ヲ聽クハシ

決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第六十三五十六條 第五十八一條又ハ第六十

五十三條ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタ

ル手續ハ其ノ效力ヲ失ハス

第六十四五十七條 公判期日ニハ第三十四二

十七條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ

呼出スハシ

第四十五三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之

ヲ準用ス

第六十五五十八條 陪審員ニ對スル呼出狀ニ

ハ出頭スヘキ日時場所及呼出ニ應セサルト

キハ過料ニ處スルコトアルヘキ旨ヲ記載ス

ハシ

第六十六五十九條 陪審員疾病其ノ他己ムコ

トヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能

ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辭スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由
ヲ説明スヘシ

第二節 公判手續及公判ノ裁判

第六十七條 罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付被
告人及其ノ代理人公判期日ニ出頭セサルト

キハ通帯ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

第六十八條 陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判
所書記、被告人、辯護人及陪審員列席シ公判廷
ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第六十九條 前條第一項ノ手續ハ陪審員ニ
十四人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコ

トヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキ
ハ裁判長ハ之ヲ補充スル為裁判所所在地又
ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者名簿ヨ
リ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定
シ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ
前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ
為スヘシ

第七十條 陪審員二十四人以上出頭シタ
ルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ
記載シタル書面ヲ示シ檢事及被告人ニ對シ
陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フ
ヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問フハシ
檢事被告人及陪審員除斥ノ理由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ為スハシ
除斥ノ理由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スハシ

第七十一條 出頭シタル陪審員中第十

九二條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スハシ

第七十二條 陪審員及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スルコトヲ得

忌避スルコトヲ得ハキ人員奇數ナルトキハ

被告人ハ尚一人ヲ忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ

行フ共同ノ方法ニ付協議整ハサルトキハ忌

避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定ム

第七十三條 裁判長ハ陪審員ノ氏名票

ヲ抽籤函ニ入レタル後檢事及被告人ノ忌避

スルコトヲ得ル員數ヲ告知スハシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ

之ヲ讀上クハシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告

人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述スハシ其ノ

順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス
次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ
為ササルトキハ承認ノ陳述ヲ為シタルモノ
ト看做ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル
迄陳述ヲ為ササルトキ亦同シ
陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取
消スコトヲ得ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣
言シタル後亦同シ

第七十四六十六條 前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ
構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シ
タルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨ヲ宣言
スヘシ

第七十五六十條 陪審ヲ構成スヘキ陪審員

ハ初ニ當籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補
充陪審員ハ其ノ他ノ當籤者ヲ以テ之ニ充ツ
第七十六六十八條 陪審員ハ第七十三 六十五
條ノ規定ニ依リ為シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ

著席スヘシ

第七十七六十九條 裁判長ハ檢事ノ被告事件

陳述前陪審員ニ對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ

之ヲシテ宣誓ノ為リシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠實ニ其ノ職務

ヲ行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲ

シテ之ニ署名捺印セシムヘシ

第七十八條 裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ
被告人ノ訊問及證據調ヲ為サシムルコトヲ
得

陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑
定人、通事及翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

第七十九條 證據ハ別段ノ定アル場合ヲ除
クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限
ル

第八十七條 左ニ掲クル書類圖畫ハ之ヲ
證據ト為スコトヲ得

- 一 公判準備手續ニ於テ取調ヘタル證人ノ
訊問調書
- 二 檢證押收又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充ス

ル書類圖畫

三 公務員ノ職務ヲ以テ證明スルコトヲ得
ヘキ事實ニ付公務員ノ作リタル書類

四 前號ノ事實ニ付外國ノ公務員ノ作リタ
ル書類ニシテ其ノ真正ナルコトノ證明ア
ルモノ

五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書
類圖畫

第八十一條

裁判所、豫審判事、受命判事、

受託判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ

有スル官署、檢事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共

助ヲ為ス外國ノ官署ノ作リタル訊問調書及

之ヲ補充スル書類圖畫ハ左ノ場合ニ限り之

ヲ證據ト為スコトヲ得

一 共同被告人若ハ證人死亡シタルトキ又

ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難

キトキ

二 被告人又ハ證人公判外ノ訊問ニ對シテ

為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於

テ變更シタルトキ

三 被告人又ハ證人公判廷ニ於テ供述ヲ為

ササルトキ

第八十七十四條 前ニ條ノ場合ノ外裁判外

ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタ

ル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類圖

畫ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ

疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ

限リ之ヲ證據ト為スコトヲ得

第八十三七十五條 證據ト為スコトニ付訴訟

關係人ノ異議ナキ書類圖畫ハ前三條ノ規定

ニ拘ラス之ヲ證據ト為スコトヲ得

第八十四七十六條 證據調終リタル後檢事被

告人及辯護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事

實上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述ス

ヘシ

辯護人數人アル場合ニ於テ被告人ノ為ニス

ル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ為スコトヲ得

ス 公判廷ニ現ハレサル證據ハ之ヲ援用スルコ

ト

トヲ得ス
被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會
ヲ與フヘシ

第八十五、七十七條 前條ノ辯論終結後裁判長
ハ陪審ニ對シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論
點及問題ト為ルヘキ事實並證據ノ要領ヲ說
示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評決議ノ結
果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ證據ノ信
否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコト
ヲ得ス

第八十六、七十八條 裁判長ノ說示ニ對シテハ
異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
第八十七、七十九條 裁判長ノ問ハ主問ト補問

トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答
ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ
主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ
有無ヲ評決議セシムル為之ヲ為スモノトス
補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル
犯罪構成事實ノ有無ヲ評決議セシムル必要
アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス
犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト為ルヘキ事實
ノ有無ヲ評決議セシムル必要アリト認ムル
トキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為ス
ヘシ

第八十八條 陪審員、檢事、被告人及辯護人ハ問
ノ變更ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ
為スヘシ

第八十九條 裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之
ヲ陪審ニ交付スヘシ
陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコト
ヲ得

第九十條 裁判長ハ評決議ヲ為サシム
ル為陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ
裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル證據物及證
據書類ヲ陪審ニ交付スルコトヲ得

第九十一條 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ
受クルニ非サレハ評決議ヲ了レ前評議室ヲ
出テ又ハ他人ト交通マルコトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クル
ニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス

第九十二條 陪審ノ評決答申前陪審員
ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ
裁判長ハ陪審員ニ對シ滯留ノ場所及他人ト
ノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第九十三條 陪審員第九十一條八十三條
第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前條ノ
規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサ
ルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對シ職務ノ
執行ヲ禁止スルコトヲ得

第九十四條 陪審員ハ陪審長ヲ互選ス
ヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第九十五 八十七條 陪審ハ評決議ヲ了ル前更

ニ説示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ為スヘシ

第九十六 八十八條 評決答申ハ問ニ對シ然リ

又ハ然ラスノ語ヲ以テ之ヲ為スヘシ但シ問

ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルト

キハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ評決

答申ヲ為スヘシ

第九十七 八十九條 評決議ハ先ツ主問ニ付之

ヲ為スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキ

ハ之ニ付評決議ヲ為スヘシ

第九十八條 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表

示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十九 一條 犯罪構成事實ヲ肯定スル評決

ヲ為スニハ陪審員ノ過半数ノ意見ニ依ルコ

トヲ要ス

前項ハ規定ニ依リ肯定ノ評決ヲ為スコト能

ハ犯罪構成事實ヲ肯定スル陪審員ノ意見其

ノ過半数ニ達セサルトキハ之ヲ否定ノ評決

ヲ為シタルモノトス

第一百九十二條 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署

名捺印シテ之ヲ裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問

書ヲ返付シ更ニ評決議ヲ為シ答申ヲ訂正ス
ヘキ旨ヲ命スヘシ

第百一十三條 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判
所書記ノシテ問及之ニ對スル陪審ノ答申ヲ
朗讀セシムヘシ

第百一十四條 前條ノ手續終リタルトキハ
裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第百一十五條 裁判所陪審ノ評決答申ヲ不
當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在
ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審

ノ評決議ニ付スルコトヲ得
第百一十六條 陪審犯罪構成事實ヲ肯定ス
ルノ答申ヲ為シタル場合ニ於テ裁判所前條

ノ決定ヲ為サザルトキハ檢事ハ適用スヘキ
法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得
被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會
ヲ與フヘシ

第百一十七條 陪審ノ答申ヲ採擇シテ判決
ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評決議ニ

付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ
有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及

法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由
タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對ス

ル判断ヲ示スヘシ
無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事實ヲ認メ

ル判断ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事實ヲ認メ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事實ヲ認メ

サルコト又ハ被告事件罪ト為ラサルコトヲ示スヘシ

第六九十八條 引續キ七日以上開廷セサリ

シ場合ニ於テハ公判手續ヲ更新スヘシ
陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由

ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ
補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前ニ項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續
ヲ為スヘシ

第七十九條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程
度ニ在ルヲ問ハス公訴棄却管轄違又ハ免訴

ノ裁判ヲ為スヘキ原由アルコトヲ認メタル
場合ニ於テハ陪審ノ評決議ニ付セスシテ審

判ヲ為スヘシ

第八條 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名陪審ノ
構成其ノ他陪審ニ関スル訴訟手續及裁判長

第三節 上訴

第九一條 陪審ノ評決ニ付答申ヲ採擇シテ
事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ對シテ

ハ控訴ヲ為スコトヲ得ス
第十條 陪審ノ評決ニ付答申ヲ採擇シテ
事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ對シテ

ハ大審院ニ上告ヲ為スコトヲ得
第十一條 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審

ノ判決ニ對シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アリ

ル場合 = 於テ之ヲ為スコトヲ得但シ事實ノ
誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第百十三條 左ノ場合 = 於テハ常ニ上告ノ

理由アルモノトス

一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二 第十九條第一項第一號又ハ第二十二條

三條ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サ

ル者評決議ニ關與シタルトキ但シ評決議

ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシト

キハ此ノ限ニ在ラス

三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラル

ハキ陪審員評決議ニ關與シタルトキ但シ

第七十六條第三項ノ中一立ヲ為ササリ

シトキハ此ノ限ニ在ラス

四 忌避セラレタル陪審員評決議ニ關與シ

タルトキ但シ評決議ヲ了ル前訴訟關係人

異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

六 裁判長證據トシテ説示シタルモノ法律

上證據ト為スコトヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論點ニ關シ不當ノ説示

ヲ為シタルトキ

第百十三條 上告裁判所原判決ヲ破毀スル

場合 = 於テハ事實ノ審理ヲ為サスシテ自ラ

裁判ヲ為ス場合ヲ除ク外事件ヲ原裁判所

= 差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判

所ニ移送スヘシ
破毀ノ理由ト為リタル事項陪審ノ評決議、
結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申
ハ其ノ效力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ事件ノ
差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後
ノ手續ノミヲ為スヘシ

第四章 特別陪審

第百十四條 特別陪審員ハ左ニ掲クル者ノ中
ヨリ之ヲ選定ス

- 一 樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官
- 二 貴族院議員
- 三 衆議院議員
- 四 官立、大學ノ教授及公立私立ノ大學ノ

教員ニシテ之ニ相當スル者

第百十五條 特別陪審ハ前條各號ニ掲クル者
各三人ヲ以テ之ヲ構成ス

第百十六條 特別陪審ノ評決ニ付スヘキ事件
ニ付公判期日定リタルトキハ大審院長ハ抽
籤ヲ以テ第百十四條各號ニ掲クル者ノ中ヨ
リ各八人ノ特別陪審員ヲ選定スヘシ
前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ
為スヘシ

第百十七條 特別陪審構成ノ手續ハ第百十四
條各號ニ掲クル者各五人以上出頭スルニ非
ザレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第百十八條 裁判長ハ出頭シタル特別陪審員

ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ特別陪審ヲ構成スヘキ
特別陪審員及第百十四條各號ニ掲クル者各
一人以上ノ補充特別陪審員ヲ選定スヘシ

第百十九條 第二十二條、第三十七條、第三十八
條第三項第三項及第四十一條ノ規定ハ特別
陪審ニ之ヲ準用ス

第三章第一節及第二節ノ規定ハ第四十六條、
第四十七條第三項、第六十七條、第六十九條、第
七十二條及第七十三條ノ規定ヲ除ク、外特
別陪審手續ニ之ヲ準用ス

第五章 陪審費用
第百二十條 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費
用トシ訴訟費用ノ一部トス

一 陪審員又ハ特別陪審員ノ呼出ニ要スル
費用

二 陪審員又ハ特別陪審員ニ給與スヘキ旅
費、日當及止宿料

第百二十一條 陪審費用ハ第三條ノ場合ニ
於テ刑ノ言渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一
部ノ被告人ノ負擔トシ第四條ノ場合ニ於テ
ハ陪審費用ヲ豫納シタル被告人ノ負擔トス

第六章 罰則

第百二十二條 陪審員又ハ特別陪審員ハ左
ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
一 故ナク呼出ニ應セサルトキ
二 宣誓ヲ拒ミタルトキ

三 第九十一 八十三條第一項、規定ニ違反シタルトキ

四 故ナク退廷シタルトキ

五 第九十二 八十四條、指示ニ違反シタルトキ

第百二十三 九條 陪審員又ハ特別陪審員評議

ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ

漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載

シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及幾

行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作及發

行者ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十四 十條 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ

陪審ノ評議室ニ入り又ハ陪審ノ評決

ル前裁判所内ニ於テ陪審員若ハ特別陪審員

ト交通シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五 十一條 陪審ノ評決ニ付セラレ

タル事件ニ付陪審員又ハ特別陪審員ニ對シ

請託ヲ為シ又ハ評決議ヲ了ル前私ニ意見ヲ

述ハタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以

下ノ罰金ニ處ス

第百二十六 十二條 過料ノ裁判ハ陪審員又ハ

特別陪審員ヲ呼出シタル裁判所檢事ノ意見

ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ為スハシ

前項ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

此ノ抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

過料、裁判、執行ニ付テハ非訟事件手續法
第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第七十六章 補則

第二百七十三條 市制第六條ノ市又ハ沖繩
縣若ハ北海道ノ區ニ於テハ本法中市ニ關ス
ル規定ハ區ニ市長ニ關スル規定ハ區長ニ之
ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村
ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村
長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之
ヲ適用ス

第二百八十四條 第十九條ノ直接國稅
種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ
本法ヲ適用セス